

2020

JAバンク高知信連の現況



JA高知県大型直販所「とさのさと」

自然に恵まれた高知県ならではの農畜産物。そして、とれたての新鮮素材を農家の知恵と真心で手づくりした特産加工品等。土佐の西から東から、ふるさとのぬくもりに満ちた県内各地のおいしい自然をお届けしています。

高知県信用農業協同組合連合会

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 1. 経営理念・経営方針 | 2 |
| 2. リスク管理の状況 | 3 |
| 3. JAグループ・JAバンクシステム | 6 |
| 4. 事業の概況(令和元年度) | 8 |
| 5. 地域貢献情報 | 11 |
| 6. 主な事業の内容 | 16 |
| 【単体経営資料】 | |
| I 決算の状況 | |
| 1. 貸借対照表 | 21 |
| 2. 損益計算書 | 22 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書 | 23 |
| 4. 剰余金処分計算書 | 24 |
| 5. 注記表 | 25 |
| (1) 平成30年度 | 25 |
| (2) 令和元年度 | 34 |
| 6. 財務諸表の適正性等にかかる確認 | 43 |
| 7. 会計監査人の監査 | 43 |
| II 損益の状況 | |
| 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 | 44 |
| 2. 利益総括表 | 44 |
| 3. 資金運用収支の内訳 | 44 |
| 4. 受取・支払利息の増減額 | 45 |
| III 事業の概況 | |
| 1. 貯金に関する指標 | 45 |
| (1) 科目別貯金平均残高 | 45 |
| (2) 定期貯金残高 | 45 |
| 2. 貸出金等に関する指標 | 45 |
| (1) 科目別貸出金平均残高 | 45 |
| (2) 貸出金の金利条件別内訳残高 | 45 |
| (3) 貸出金の担保別内訳残高 | 46 |
| (4) 債務保証の担保別内訳残高 | 46 |
| (5) 貸出金の用途別内訳残高 | 46 |
| (6) 貸出金の業種別残高 | 46 |
| (7) 主要な農業関係の貸出金残高 | 47 |
| (8) リスク管理債権の状況 | 48 |
| (9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 | 48 |
| (10) 元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況 | 48 |
| (11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 48 |
| (12) 貸出金償却の額 | 49 |
| 3. 有価証券に関する指標 | 49 |
| (1) 種類別有価証券平均残高 | 49 |
| (2) 商品有価証券種類別平均残高 | 49 |
| (3) 有価証券残存期間別残高 | 49 |
| 4. 有価証券の時価情報等 | 50 |
| (1) 有価証券の時価情報 | 50 |
| (2) 金銭の信託の時価情報 | 50 |
| (3) デリバティブ取引等 | 51 |
| IV 経営諸指標 | |
| 1. 利益率 | 52 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 52 |

| | | | |
|-----|-----------------------------------|-------|----|
| V | 自己資本比率の状況(単体) | | |
| 1. | 定性的開示項目 | | 53 |
| (1) | 自己資本の状況 | | 53 |
| (2) | 信用リスクに関する事項 | | 53 |
| (3) | 信用リスク削減手法に関する事項 | | 55 |
| (4) | 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項 | | 55 |
| (5) | 証券化エクスポージャーに関する事項 | | 55 |
| (6) | オペレーショナル・リスクに関する事項 | | 56 |
| (7) | 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | | 56 |
| (8) | リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | | 57 |
| (9) | 金利リスクに関する事項 | | 57 |
| 2. | 定量的開示項目 | | 60 |
| (1) | 自己資本の状況 | | 60 |
| (2) | 信用リスクに関する事項 | | 62 |
| (3) | 信用リスク削減手法に関する事項 | | 64 |
| (4) | 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項 | | 64 |
| (5) | 証券化エクスポージャーに関する事項 | | 65 |
| (6) | 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | | 66 |
| VI | 役員等の報酬体系 | | |
| 1. | 役員 | | 67 |
| (1) | 対象役員 | | 67 |
| (2) | 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法 | | 67 |
| (3) | 対象役員の報酬等の決定等 | | 67 |
| 2. | 職員等 | | 68 |
| 3. | その他 | | 68 |
| | 【信連の概要】 | | |
| 1. | 機構図 | | 69 |
| 2. | 役員構成(役員一覧) | | 70 |
| 3. | 特定信用事業代理業者の状況 | | 70 |
| 4. | 沿革・あゆみ | | 70 |
| 5. | 店舗等のご案内 | | 70 |
| | 【索引】 | | 71 |

ごあいさつ

皆さまには、平素より高知県信用農業協同組合連合会(JA バンク高知信連)をご利用いただき誠にありがとうございます。

当会は、昭和 23 年の設立以来 72 年にわたり、高知県の農業や地域社会の発展を金融面より支援する地域金融機関として歩んでまいりました。これもひとえに皆さまの温かいご理解とご支援の賜と、深く感謝申し上げます。

本年も当会の事業や経営内容について皆さまにご紹介いたしたく、小誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、国内経済は、戦後最長の景気拡張期が続いているといわれていましたが、昨年の消費税増税による予想以上の消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、令和元年度後半はリーマンショック時以来の急激な景気減速となりました。いまだ、世界的には感染が拡大しており、先が見通せない状況ですが、感染の収束時期によっては世界同時不況に陥る可能性も否定できなくなっています。

金融環境については、超低金利の長期化により、各金融機関の利鞘悪化に歯止めがかからない状況が続くなかで、新型コロナウイルスの感染拡大により、金融市場は非常に不安定な状況となっており、今後も予断を許さない状況です。

JA グループの基盤である農業についても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、一部の農畜産物に需要減少とそれに伴う大幅な価格低下がみられており、生産者への影響が懸念されます。

また、国際貿易交渉では、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)11、日欧EPA(経済連携協定)、日米貿易協定などの大型協定が近年断続的に発効され、将来的な国際化の進展のなかで国産農産物への影響が懸念されます。

日本の農業政策は、成長産業化へ舵が切られていますが、人口減少及び高齢化の影響を受け、農家戸数や耕地面積は依然として減少傾向が継続しており、農業労働力については絶対数の減少と高齢者に偏った状況が続くと推察されます。

こうした状況の下、当会としましては、農業を基盤とした JA グループの一員として、JA バンク自己改革の 3 本柱である「農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応」、「JA が営農経済事業に全力投球できる環境整備」、「農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献への取組み強化」を図るとともに、「JA バンク基本方針」に基づき、これまで以上に信頼性の維持・向上に向けた事業運営を徹底してまいります。

今後とも、県内4JA と一体となった信用事業運営に対しまして、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

高知県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 久岡 隆

1 代表理事理事長 信吉 理弘

1. 経営理念・経営方針

(1) 経営理念

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となり、互いに助け合い、互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、高知県の農業、ならびに地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、農家・組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上をめざし、JA との強い絆とネットワークを形成することにより、JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機関に対する社会的要請に応えるべく、財務報告の信頼性確保・向上に向けて、内部管理体制の充実に努めています。

(2) 当会の役割

当会は、JA バンク高知が「JA バンク基本方針」に基づき、信頼性の確保と高度な金融サービスの提供を行うために、JA バンクシステムを確実に運営する役割を担った「JA バンク高知県本部」の機能を発揮します。安定した収益還元、機能還元と併せて、総合事業体としての JA に対する経営指導に努め、会員 JA の補完を行います。また、金融機関としての経営管理体制の高度化を図るとともに、JA バンク高知の一員として信用事業運営に取り組みます。

県内 JA バンク会員と協力し、農業の担い手や地域の利用者との長期的な相互信頼関係構築のために、金融機関としての健全性確保に努め、金融面から農家支援や地域支援への貢献を図ります。さらには、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組みます。

そして、農家組合員の所得向上を目的とした農業金融の一層の機能強化に努め、地域住民のメインバンクとして愛され、信頼される JA バンクを目指すとともに、JA グループ高知が目指す姿の実現ならびに自己改革に取り組みます。

(3) 経営方針

経営理念、当会の役割を踏まえ、次の項目を経営方針とします。

- ① 県内 JA バンク会員とともに「JA バンク高知」が信頼される信用事業運営
- ② 財務の健全性及び安定収益の確保
- ③ 簡素化信連の構築と体制整備

2. リスク管理の状況

(1) リスク管理体制

① リスク管理基本方針

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応するべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じて、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

② リスク管理体制

市場リスク、信用リスク及び経済資本管理について「リスク管理実施要領」を定め、同要領に従ってリスク管理を実施しています。

リスク管理委員会においてリスク資本配賦を行い、毎月の ALM 委員会にて許容リスク枠内における適正な ALM を検討・決定・検証しています。市場リスク管理では、リスク限度枠や金利リスク、資産種類別のリスク量、収益等の厳正な管理を通じて、金利情勢等を見極めつつ的確なマネジメントを行っています。

一方、信用リスク管理では、クレジットポリシーの遵守、特定の業種・取引先への与信集中を避けた管理をしています。なお、与信審査の二次審査部門としてリスク管理グループが「貸出審査要領」に基づいた与信審査を行っています。

また、オペレーショナルリスクとして事務リスク、システムリスク等について機動的に対応すべく、リスク管理委員会の他に、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会においてリスク管理を行っています。これらの委員会を定期及び随時に開催し、リスク情報の共有化と適切な対応に努めています。

(2) 法令遵守体制

① コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また近年の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、会員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、当会はコンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけるとともに、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

② コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

また、コンプライアンスの推進を行うため各部署にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置しその進捗管理を行っています。

そして、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会等を行い、全役職員に徹底しています。

(3) 金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)

岡山弁護士会仲裁センター(JA バンク相談所を通じてのご利用となります。)

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、会員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口として「JA バンク苦情受付窓口」を設置しています。本冊子の最終ページ『JA バンク高知へのご意見・ご相談等について』をご覧ください。

(4) 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 会員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 会員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、会員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 会員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧誘に関する会員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

(5) 個人情報の取り扱い方針

① 個人情報保護方針

当会は、会員・利用者の皆さまの個人情報及び個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護に関する関係諸法令及びガイドラインで定められた義務を誠実に遵守します。

② 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報の安全(情報セキュリティ)の確保と日々の改善に努めることを事業活動の基本とし、社会的責務であることを認識するとともに、情報セキュリティに関する諸法令を遵守し、関係省庁の指導による義務を誠実に遂行します。

(6)利用者保護等管理方針

当会は、会員・利用者の皆さまの正当な利益の保護と利便性を確保するために、取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切かつ十分に行い、相談・苦情等への適切な対応、利用者情報の適正な取得とその管理、また、事業を外部に委託する場合は利用者情報の管理や会員・利用者の皆さまへの対応が適切に行われるよう努めます。

あわせて、当会との取引に伴って、会員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

(7)マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにあたって、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組みます。あわせて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。また、会員・利用者の皆さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、警察、弁護士など、外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(8)貸出運営についての考え方

貸出にあたっては、資金使途や経営内容と将来性などについて審査を行うとともに、特定の業種や取引先に貸出が偏ることのないよう、リスク管理を実施しています。

また、融資渉外等によって常に最新情報の把握に努め、農業情報等を活かした独自の審査と管理にも取り組んでいます。

協同組織金融機関、また地域金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、農業の専門金融機関として、農業及びその関連産業の振興、地域社会の発展に資するべく、貸出に関する基本方針(クレジットポリシー)を制定して、適切な貸出運営に取り組んでいます。

(9)内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から完全に独立して設置し、経営諸活動全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて、業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の業務全般を対象とし、内部監査計画書に基づき実施しています。監査結果は理事長・常務及び常勤監事に報告したのち被監査部門に通知し、定期的に被監査部門における改善状況の調査・確認を実施しています。

なお、理事会及び経営管理委員会に年2回以上の内部監査実施報告を行い、特に重要な事項については、遅滞なく理事会及び経営管理委員会に報告し、速やかに対応策を講じることとしています。

3. JA グループ・JA バンクシステム

当会の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

(1) 「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

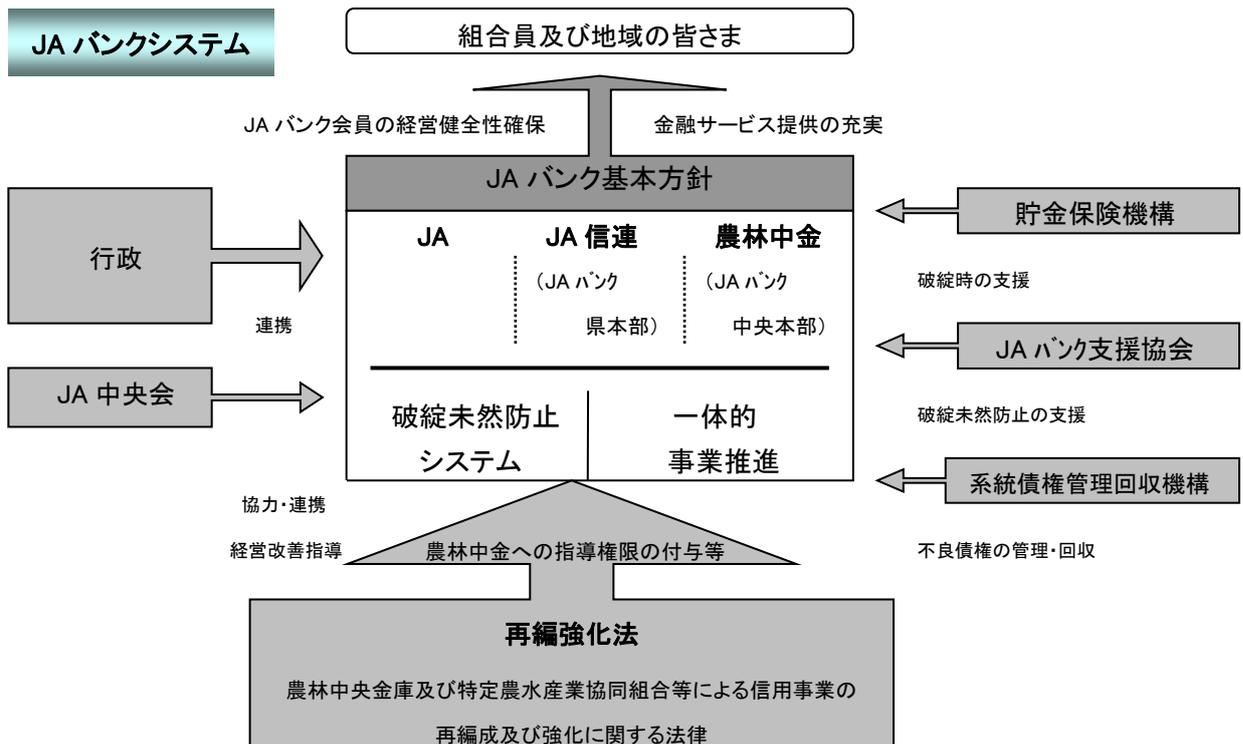
「JA バンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

① 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

② 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。



(2) 貯金保険制度

貯金保険制度とは、万一JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行・信金・信組・労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

(3) 主な系統組織の仕組み



4. 事業の概況(令和元年度)

国内景気は、新型コロナウイルスの感染拡大前までは、全般的には景気拡張期が続いているといわれていましたが、一方で、日本の輸出減少が続いていたことや、ピークアウトがみられる経済指標が散見されるなど、景気拡張が頭打ちとなっていたとの見方もありました。また、令和元年度後半は、消費税増税による予想以上の消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内景気はリーマンショック時以来の急激な減速となりました。先行きについては、国内の新型コロナウイルスの感染拡大は収束の兆しが一定程度見えてはいるものの、世界的には感染が拡大しており、先が見通せない状況であり、景気の一段の悪化は避けられない状況となっております。また、感染の収束時期によっては、景気後退局面入り、さらには、世界同時不況に陥る可能性も否定できなくなっています。

高知県の景気は、労働需給が引き締まり、雇用者所得も緩やかな増加基調にありました。個人消費は消費税増税に伴う反動がみられたものの、基調としては持ち直していました。観光業、製造業は横ばい推移、公共投資、住宅投資、設備投資は増加ないし高めの水準で推移していました。しかし、足元では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、個人消費は減少しており、観光は大幅に減少、住宅投資、製造業も弱めの動きが広がるなど、県内景気は一段と弱い動きになってきています。先行きについては、国内景気と同様に先が見通せず、一段の景気悪化や長期化が懸念されます。

金融環境については、長期化する「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」により、各金融機関の利鞘悪化に歯止めがかからないなかで、新型コロナウイルスの感染拡大により、金融市場は非常に不安定な状況となっております。日本銀行は、さらなる景気の悪化を食い止めるため、3年半ぶりの追加の金融緩和に踏み切りましたが、依然として金融市場は混乱が続いており、予断を許さない状況です。また、金融庁等監督当局の早期警戒制度の見直し、新たなバーゼル規制等、金融機関に対する規制が益々強化されており、金融機関を取り巻く環境は厳しさを増しています。

農業を取り巻く情勢は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、一部の農畜産物に、需要減少とそれに伴う大幅な価格低下がみられており、対象農畜産物の範囲拡大や価格低迷の長期化による生産者への影響が非常に懸念されます。また、国際貿易交渉をめぐる情勢については、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)11、日欧EPA(経済連携協定)、日米貿易協定など農産物大輸出国との大型協定が近年断続的に発行し、貿易協定による関税引き下げ等により、国内の農業生産基盤や国産農産物価格等への影響が懸念されます。

日本の農業政策は、成長産業化へ舵が切られていますが、人口減少および高齢化の影響を受け、農家や耕地の状況は依然として減少傾向が継続しており、農業労働力については絶対数の減少と高齢者に偏った状況が続くと推察されます。高知県では、平成28年度より「第3期産業振興計画」において明確な数値目標を掲げ、農業分野の展開イメージとして「生産力向上と高付加価値化による産地の強化」、「中山間地域の農業を支える仕組みの再構築」、「流通・販売の支援強化」、「生産を支える担い手の確保・育成」、「地域に根差した農業クラスターの形成」を柱に、農産物の生産量増加を起点とした農業所得の向上および担い手の確保・増加の好循環のもと、地域で若者が暮らせる持続可能な農業の実現をめざした取り組みを実践しています。

このような状況のもと、JAバンク高知として信頼性の維持・向上を図り、JA・信連・農林中央金庫が一体となった信用事業運営に努めました。

令和元年度は、皆さまのご期待に応えるべく、役職員一丸となって事業に取り組んでまいりました結果、以下のような実績を上げることができましたことをご報告します。

(1) 事業実績

① 貯金

JA貯金は県内統一キャンペーン等の取り組みにより、期末残高は966,781百万円(前年対比+15,777百万円、+1.66%)となりました。一方、信連貯金はJAからの預け入れ増加に伴い、869,486百万円(前年対比+14,086百万円、+1.64%)となりました。

② 貸出金

高知県の農業振興と地域社会の発展に寄与する幅広い融資を目標に、地場の農業関連企業に対する資金需要の提案、新規融資先の開拓に努めました。

貸出金の期末残高は102,717百万円(前年対比+2,683百万円、+2.68%)、貯貸率は11.81%(同+0.12ポイント)となりました。

③ 農業金融

農業所得増大と地域活性化に資する農業メインバンク機能の発揮のため、JAバンクとして農業資金メニューの充実を図り、一般の農家組合員、担い手はもとより、大規模農業者や農業法人の農業資金ニーズを把握し、農業者にとってより最適な資金の提案に努めました。

また、日本政策金融公庫(農林水産事業)資金の相談対応のほか、中小企業者等金融円滑化法の期限到来後においても条件変更対応を含めた債権管理に努めました。

④ 余裕金運用

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて景気の先行き見通しに不透明感が増すとともに、世界的に金融緩和政策が強化されるなど厳しい運用環境が継続するなか、リスク管理の徹底と効率的運用に努め、中長期的に安定した収益確保を目指したポートフォリオの再構築に向け取り組んでいます。

⑤ 内国為替

JAの為替事務の堅確化、事務処理能力等の向上を図るため、新人・専門員の集合研修会を開催し、為替専門員の養成に努めるとともに、県内4JA、37店舗の国庫金振込事務検査を実施し、事務指導を行いました。

(2) 損益の状況

当会の基本方針である「安定・継続した収益の確保」に努めるとともに、会員JAの負託に応えうる奨励金還元を行った結果、経常利益1,556百万円、当期剰余金1,591百万円の実績を挙げる事ができました。

なお、決算にあたっては会計原則・経理規程に基づき、適切な処理を行うとともに、自己査定に基づく不良債権の引き当ても全額実施しています。

(3) 対処すべき課題

○ 令和2年度は「中期経営計画(2019~2021年度)」の2年目となります。

当会の安定した収益還元や機能還元、JAの総合事業体としての機能発揮のため、当会およびJAの持続可能な経営基盤の確立・強化に向け、取り組みを一層強化します。

○ JAバンク高知中期戦略を實踐し、「質を重視した県内JA貯金残高1兆円」の達成を目指すとともに、農業・地域の成長支援への取り組み、貸出強化プランの實踐を通じて、貸出の強化を図ります。

○ 持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向け、信用事業収支改善のほか、経済事業の収益力向上・収支改善、店舗再構築の支援に取り組めます。

○ JAとの一体的な事業運営の促進等により、徹底した業務の合理化・効率化を追求します。これにより県域全体で経営資源が最も有効に機能発揮できる体制を構築し、同時に当会組織の簡素化を図ります。

○ 統合的リスク管理態勢の強化ならびに高度化に努め、収益目標達成に向けた適切なリスク管理を実施します。また、バーゼル関連規制、金融規制の動向をフォローし、適切に対応します。

- JAバンクにおける「事業運営方法の変革」への対応のひとつとして、JA馬路村が選択した信用事業譲渡(代理店)を完遂します。

5. 地域貢献情報

当会は、高知県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。当会では資金を必要とされる農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する団体・企業及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上をめざし、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金残高

869,486 百万円(令和2年3月末現在)

| | |
|-----------------------|-------------|
| 【内訳】 会員等(JA及びJAの組合員等) | 831,925 百万円 |
| 地方公共団体等 | 27,338 百万円 |
| その他 | 10,222 百万円 |

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高

102,717 百万円(令和2年3月末現在)

| | |
|-----------------------|------------|
| 【内訳】 会員等(JA及びJAの組合員等) | 1,297 百万円 |
| 地方公共団体等 | 76,470 百万円 |
| 金融機関 | 19,135 百万円 |
| その他 | 5,814 百万円 |

② 制度融資取扱状況

各種制度資金の融資残高(令和2年3月末現在、JAバンク高知全体)

| | |
|--------------------|-----------|
| 農業近代化資金 | 5,812 百万円 |
| 日本政策金融公庫資金(農林水産事業) | 6,857 百万円 |
| 就農支援資金 | 82 百万円 |

③ 地域農業者に対する資金メニュー(JAバンク高知)

a JAバンク高知独自資金

- ・ JA 農業ジャンプアップ資金
- ・ アグリマイティー資金
- ・ 新規就農応援資金
- ・ 休日アグリローン
- ・ JA 営農ローン
- ・ 担い手応援ローン 等

- b 高知県農業制度資金
 - ・ 農業近代化資金
 - ・ 農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)
 - ・ 農業経営負担軽減支援資金
 - ・ 農林業災害対策資金
 - ・ 中山間地域活性化資金
- c 日本政策金融公庫(農林水産事業)資金
 - ・ 農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)
 - ・ 経営体育成強化資金
 - ・ 農業改良資金
 - ・ 青年等就農資金
 - ・ 農林漁業セーフティネット資金 等

④ 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、直接的・間接的に影響を受けられた農業者・事業者の皆さま、ならびに住宅ローンをご利用の皆さまの金融取引相談窓口を設置するとともに、農業者・事業者の皆さまの資金ニーズに幅広く対応するため、新型コロナウイルス感染症対応資金をご用意し、資金繰り支援等に積極的に対応しています。

(3) お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JA グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

(4) 地域密着型金融への取り組み

① 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

農業融資に関する研修・通信教育・業務検定試験等の体系化を図り、JA 職員の人材育成に努めるとともに、農業融資資格制度の導入により「JA バンク農業金融プランナー」の育成に取り組んでいます。

また、多様化する農業者の規模・形態・経営状態に応じた金融ニーズに対して、適切な資金提供・支援ができるよう農業資金体系の充実を図るとともに、商談会等においてビジネスマッチングの提案が行えるよう、渉外専任担当部署を設置し、JA と連携して多様な金融ニーズに応える体制整備に取り組んでいます。

② 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底

農山漁村等地域への融資について、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、保証機関の利用促進を図るとともに、保証機関の保証対象ではない場合は融資対象物件以外の担保徴求は可能な限り避けることとしています。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の施行により、経営者保証契約の締結を求めない可能性について検討し、主たる債務者の意向も踏まえた上で、保証契約締結の可否を判断することとしています。

③ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み(及び金融円滑化にかかる基本的方針)

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のご利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

④ 農業と利用者を結ぶ仕組みづくり

「食」と「農」をキーワードとして生産者と利用者を繋ぐネットワークを構築する「食のネットワーク」事業を展開し、地域農業の活性化に取り組んでいます。

利用者等に農業や食に対し関心を持っていただけるよう、JA 関連団体や JA の青壮年部・女性部等と連携し、持ちうる農業情報(農産物、農作業(体験)等)の収集及び提供に努めています。

また、情報誌「とさのうと」を 3 か月毎に定期発刊するとともに、専用ホームページ[ホームページアドレス <https://tosanote.ja-kochi.or.jp/>]も運営し、最新号・バックナンバーの掲載、県内で開催される食と農に関するイベント案内ならびに JA 直販所の情報等を掲載しています。

⑤ 農商工連携への取り組み

JAグループ高知は、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」を最重要実施分野に掲げ、活力ある農業・地域づくりのための諸策として、従来の枠組みではなく、農業界と経済界、行政が一体となった取り組みを行うべく、平成 28 年 2 月に高知県知事立会のもと JA グループ高知と経済界が「高知県農商工連携協議会(以下、協議会という)」を立ち上げ、「農業及び商工業の連携に関する協定書」を締結し、県内農業及び商工業の振興のため連携した取り組みを開始しています。

また、あわせて「協議会」と高知県が「農業及び商工業の振興に関する連携協定書」を締結し、高知県産業振興計画に沿って、官民が相互に連携し、一体となった取り組みを行っています。

現在、「食育推進プロジェクト」や「土佐茶プロジェクト」など複数のプロジェクトを立ち上げ、官民が連携し、農業及び商工業の振興に向けて取り組んでいます。

⑥ 県域企画応援事業への取り組み

高知県内の JA グループが力を合わせて農業者をサポートするための組織「JA グループ高知担い手サポート連絡協議会」に参画、「自己改革」に基づき農業者への目にみえる支援方策として、同協議会により運営される助成事業（県域企画応援事業）を実施しました。

助成金は、環境制御装置の普及や、新規就農者の育成、新品目新技術の試験研究などに広く活用されています。

⑦ 高知県産農産物の販路拡大等に向けた取り組み

高知県と農林中央金庫ならびに当会は、県産農産物等の販路拡大及び地域活性化に関する協定書を締結し、外商力強化に向けた取り組みを効果的に実現するため、高知県と連携して商談会の共催をしています。

(5) 文化的・社会的貢献活動に関する事項

① 文化的・社会的貢献活動に関する事項

年金相談会

県内各 JA とともに、社会保険労務士による年金相談会を開催しています。

なお、年金相談会では年金の内容や受給方法等について、ご相談をお受けしています。

JA バンク食農教育事業

JA バンクアグリサポート事業の一環として、次世代への農業の理解を深めるため、「農業と食・環境・金融」をテーマとした教材本を高知県教育委員会、各市町村教育委員会、及び県内小学5年生を対象に配布しました。

また、JA が子どもに対する食農・環境保全・金融経済等の教育活動を行う場合に、JA グループ高知 県域担い手サポート連絡協議会から助成を行い、JA の食農教育活動を側面から支援しています。

JA が主催する地域活動への支援

JA バンクへの理解を深めていただくために、JA バンク地域活動支援要領に基づき、JA が県内各地で取り組む地域社会に貢献する活動を支援しています。

花壇整備及び花種・球根の寄贈

子ども達の自然を大切にすることを目的に、高知県教育委員会を通じて県内小中学校に対し花の種を寄贈しました。

また、公共施設の花壇整備や、高知市が主催する各種イベント等の来場者配布用として、花の苗や花種・球根を寄贈しました。

地域行事への協賛

高知市や関係団体主催の緑化普及を図る市民参加型イベントに協賛し、イベント終了後には会場内で使用したフラワーポットを無料配布しました。

また、よさこい祭り等への協賛を通じて地域社会との繋がり強化を図るとともに、食のまつり「土佐の豊穰祭 2019」にオフィシャルスポンサーとして協賛し、「食」を通じて地域の活性化及び農業への理解促進に努めました。

□環境保全宣言に基づく活動

JA グループ高知としての環境保全宣言に基づく取り組みとして、「ペットボトルキャップ回収活動」を実施し、エコキャップ推進協議会へ提供することでペットボトルキャップの焼却により発生するCO₂の削減とキャップの売却代金によるワクチン購入に協力しました。

□震災等災害時の支援活動

南海地震等の災害時に備えて高知市と協定を結び、地域の皆さまの「一時(津波)避難ビル」として支援活動ができるよう、避難案内の表示をしています。

また、避難後の対応として簡易トイレ等の防災用品を備蓄しています。

② 店舗体制

□県内 JA 店舗網等

JA バンク高知は、98 の店舗と 176 台の ATM を配置し、地域の皆さまにより身近な金融機関としてご利用いただいています。

なお、JA バンク高知の店舗網・ATM 設置一覧については、JA バンク高知のホームページ[ホームページアドレス <https://www.jabank-kochi.jp/>]『店舗・ATM 検索』をご覧ください。

□移動店舗車両の配備

事業継続計画(BCP)対策の一環として、震災等の緊急時においても利用者に対する金融機能の維持を図るため、移動店舗車両を配備しています。

6. 主な事業の内容

当会は、貯金・貸出・為替などいわゆる金融業務を、信用事業として行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結び付き、「JA バンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

会員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいています。

(2) 貸出業務

① 農業資金

JA の農業融資を補完する立場から農家経営への手厚い支援を行うため、小規模農家はもとより大規模農家、農業法人、新規就農者等に対する幅広い融資活動や、アグリサポート事業として取り組んでいる食農教育支援活動、食のネットワーク事業を通じて、地域農業と地域社会の発展のために貢献しています。

資金メニューは、制度資金とプロパー資金で体系化しており、日本政策金融公庫資金(農林水産事業)の受託金融機関としても、ご相談を承っています。

② 生活資金

住宅ローン、自動車ローン、教育ローンを中心に、JA 統一ローンのご相談に、迅速かつ的確にお応えしています。

また、日本政策金融公庫資金(国民生活事業)、及び住宅金融支援機構資金の代理貸付業務も取り扱っています。

③ 一般資金

系統金融機関として県内JAの融資業務を補完するとともに、県内で調達した資金を地域社会の発展に活用していただけるよう、農業関連団体、地域社会の経済を支える県内の地場企業や、地方公共団体等に対する幅広い融資活動を通じて、地域農業と地域社会の発展のために貢献しています。

(3) 為替・振替決済業務

全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、すべての民間金融機関とオンラインシステムで結ばれており、振込や代金取立等の資金決済が迅速かつ正確に行われるよう努めています。

また、給与振込、年金のお受け取り、公共料金(国・県・市町村税等の収納、電気料、NHK 放送受信料等)の振替決済業務を行っています。

(4) 証券業務

長期利付国債、中期利付国債、個人向け国債及び投資信託の窓口販売業務を取り扱っています。

ご相談窓口では、ご利用になられる皆さまの投資目的・投資経験・リスク許容度等により、適切な金融サービスが提供できるようご相談に応じています。

(5) その他の業務及びサービス

「簡単に」「便利に」「安心して」ご利用いただけるよう、各種サービスの充実に努めています。

犯罪等の防止を図るため、より安全性の高いICキャッシュカードの発行を行っており、キャッシュコーナーでは、ご入金・お引出し・残高照会のほかに、お振込みや定期貯金のお預入れ・解約予約なども取り扱っています。

全国 JA のキャッシュカードをお持ちの方は、ご利用時間帯・休日にかかわらず、ご入金・ご出金を手数料無料でご利用いただけるとともに、「MICS 全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関のキャッシュカード及びゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

さらに、JA カード(クレジットカード)では、国内・海外でのショッピング、ご旅行、お食事などの際にご利用いただけます。

JA ネットバンクは、インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンから、窓口や ATM で提供しております各種サービスが、いつでも気軽にご利用いただけます。

また、スマートフォンで「JA バンクアプリ」を利用して、口座残高や入出金の明細の確認など、さまざまな取引を簡単かつ安全に行うことができ、JA ネットバンクへ手軽にアクセスできます。

金融サービスのご案内

■主な貯金■

| 種 類 | 特 色 | 期 間 | 預 入 金 額 | |
|-----------|---|--|------------------|----------------|
| 当 座 貯 金 | 安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。 | 制限なし | 1円以上 | |
| 普 通 貯 金 | 手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。 | 制限なし | 1円以上 | |
| 総 合 口 座 | 普通貯金の機能に加え、1冊の通帳に定期貯金・定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金の90%(最高300万円)まで自動的にご融資します。 | 制限なし | 1円以上 | |
| 貯 蓄 貯 金 | 普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 | 制限なし | 1円以上 | |
| 通 知 貯 金 | まとまった資金の短期運用に有利です。 | 7日以上 | 5万円以上 | |
| 定 期 貯 金 | 期日指定定期貯金 | 利率は市場実勢に応じて決定します。据置期間経過後は引き出し自由で、一部の引き出しも可能です。 | 最長3年 (据置期間1年) | 1円以上 3百万円未満 |
| | スーパー定期貯金 | 短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選択できます。利率は市場実勢に応じて決定します。 | 1か月以上 10年以内 | 1円以上 |
| | 大口定期貯金 | 大口資金の高利回り運用に最適です。 | 1か月以上 10年以内 | 1千万円以上 |
| | 変動金利定期貯金 | 6か月ごとに市場金利動向に合わせて利率が変更され、金利環境の変化に対応できます。 | 1年以上 | 1円以上 |
| | 据置定期貯金 | 6か月の据置期間経過後はお引き出しが自由です。また、何回でも一部お引き出しが可能です。 | 5年以内 | 1円以上 1千万円未満 |
| 積 立 型 貯 金 | 積立式定期貯金 | 毎月の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。 | 特に定めなし | 1円以上 |
| | 定期積金 | 毎月の一定額の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。 | 6か月以上 10年以下 | 1千円以上 |
| 財 形 貯 金 | 一般財形貯金 | 給料・賞与からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに最適です。 | 3年以上 | 1円以上 |
| | 財形年金貯金 | 退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形住宅と合算して550万円まで非課税の特典を受けられます。 | 5年以上 | 1円以上 |
| | 財形住宅貯金 | マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形年金と合算して550万円まで非課税の特典を受けられます。 | 5年以上 | 1円以上 |
| 譲 渡 性 貯 金 | 大口の余裕金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。 | 7日以上 5年以内 | 1千万円以上 | |

■主な証券業務■

<国債の窓口販売>

| 種 類 | 期 間 | 申 込 単 位 | 発 行 | 募 集 期 間 |
|-------------|-----------|---------|-------|--------------|
| 長 期 国 債 | 10年 | 5万円 | 毎月 | 毎月25日頃～2週間程度 |
| 中 期 国 債 | 2年・5年 | 5万円 | 月1回程度 | 募集開始から3週間以内 |
| 個 人 向 け 国 債 | 3年・5年・10年 | 1万円 | 毎月 | 募集開始から3週間程度 |

<投資信託の窓口販売>

| 商 品 名 | 商 品 分 類 | 投 資 委 託 会 社 |
|-------------------------------------|---------|-----------------------|
| 農中日経225オープン | 追加型投資信託 | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 |
| DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース) | 追加型投資信託 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 農林中金(パートナーズ)つみたてN ISA 日本株 日経225 | 追加型投資信託 | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 |
| 農林中金(パートナーズ)つみたてN ISA 米国株 S&P500 | 追加型投資信託 | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 |

* 上記以外にも取扱がございます。

金融サービスのご利用にあたっての留意事項

金融サービスについては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの金融サービスの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。

■主な貸出一覧■

□ご融資

| 種 類 | 対 象 | 資 金 使 途 | 融 資 金 額 | 融 資 期 間 |
|------------|---|---|---------------------------------------|---|
| アグリアシスト資金 | 農業を営まれる方 (個人・法人) | 農業生産及び農産物の加工・流通・ 販売等に関する運転資金 | 必要資金以内(短期資金は年商の 50%まで) | 原則5年以内(短期資金 は1年以内) |
| アグリマイティー資金 | 当会の会員及び 県内JAの組合員 | 生産・担い手資金 加工・流通・販売資金 地域活性化・地域振興資金 再生可能エネルギー対応資金 | 事業量の範囲内 (再生可能エネルギー対応資金は5 千万円以内) | 長期資金…原則10年以 内(うち据置期間3年以 内) 短期資金…1年以内 |
| 法人向け事業資金 | 県内に住所または事業所があ り、事業を営まれる一般企業等 | 通常の運転資金・設備資金等、幅広 く事業にかかわる資金 | 当会で定める範囲内 | 30年以内で、ご相談に 応じて決定しておりま す。 |
| 個人向け事業資金 | 県内JAの組合員(その他の方 でもJAの組合員になられること 等により、ご利用いただけま す。) | 運転資金、設備資金 その他農業外の事業資金 | 当会で定める範囲内 | 20年以内で、ご相談に 応じて決定しておりま す。 |

保証・担保について

アグリアシスト資金 : 原則として、無担保、第三者保証不要です。高知県農業信用基金協会保証については、必要に応じてご相談の上、決定します。

アグリマイティー資金 : 原則として、高知県農業信用基金協会の保証が必要です。その他、必要に応じてご相談の上、決定します。

ただし、再生可能エネルギー対応資金の場合、500万円以上は担保保全を必須とします。

法人向け事業資金 : 必要に応じてご相談の上、決定します。

個人向け事業資金 : 必要に応じてご相談の上、決定します。

□各種ローン

| 種 類 | 対 象 | 資 金 使 途 | 融 資 金 額 | 融 資 期 間 |
|--------------------------------------|-----------------------------|--|---------|---------|
| 住 宅 ロ ー ン (一 般 型) | 県内JAの組合員 貸付時年齢20歳以上66歳未満 | 住宅の新築・購入・リフォーム資金、 土地の購入資金、他金融機関からの 住宅資金の借換 | 5千万円以内 | 35年以内 |
| リフォームローン (一 般 型 A) | 県内JAの組合員 貸付時年齢20歳以上66歳未満 | 住宅の増改築・改装・補修、他金融 機関からのリフォーム資金の借換等 | 1千万円以内 | 15年以内 |
| マイカーローン (一 般 型 A) | 県内JAの組合員 貸付時年齢18歳以上75歳未満 | 自動車・バイクなどの購入資金、運 転免許の取得資金、他金融機関から の借換等 | 1千万円以内 | 10年以内 |
| カードローン (約 定 返 済 型 ・ 一 般 型 A) | 県内JAの組合員 契約時年齢20歳以上70歳未満 | 生活に必要な一切の資金 極度額の範囲で何度でもご利用いた だけます。 | 50万円以内 | 2年更新 |

*ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。 *上記ローン以外にも取扱がございます。

ローンのご利用にあたっての留意事項

・ローンについては、金利変動ルールなど、それぞれのローンの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。

・ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意下さい。

■主な受託貸付金■

| 種 類 | 対 象 | 資 金 使 途 | 融 資 金 額 | 融 資 期 間 |
|-----------------------------|--|---|---|------------------------|
| <受託先> 日本政策金融公庫(農林水産事業) | | | | |
| 農業経営基盤強化資 金 (スーパーL資金) | 認定農業者 | 設備資金、運転資金 | (1貸付先に対する最高限度額) 個人…3億円 法人…10億円 | 25年以内(うち据置期 間10年以内) |
| 経営体育成強化資 金 | 農業を営まれる方(個人・農業 法人等) | 設備資金、運転資金 | 事業費の80% (1貸付先に対する最高限度額) 個人…1億5千万円 法人…5億円 | 25年以内(うち据置期 間3年以内) |
| 農業改良資金 | エコファーマー、農工商等連携 促進法・六次産業化法等の認 定を受けた農業者他 | 新たな農業部門・加工事業の開始、 農産物または加工品の新たな生産 方式・販売方式の導入等にかかる設 備資金、運転資金 | (1貸付先に対する最高限度額) 個人…5千万円 法人…1億5千万円 | 12年以内(うち据置期 間3年以内) |
| 青年等就農資金 | 認定新規就農者 | 設備資金、運転資金 | (1貸付先に対する最高限度額) 3,700万円 | 17年以内(うち据置期 間5年以内) |
| 農林漁業セーフ ティネット資金 | 認定農業者・認定新規就農者 及び個人・法人で諸要件を満た す方 | 災害による被害や燃油・家畜飼料等 の高騰により、一時的に経営が悪化 している場合等 | (1貸付先に対する最高限度額) 一般:600万円以内 特認:年間経営費の25%以内 | 10年以内(うち据置期 間3年以内) |
| <受託先> 日本政策金融公庫(国民生活事業) | | | | |
| 教育資金 | 個人 | 入学・在学時に必要な資金 | 350万円 ※海外留学の場合は450万円 | 15年 |

■各種手数料一覧■

令和2年4月1日現在

(手数料には消費税が含まれています。)

□貯金に関する手数料

| 項 | 目 | 手数料 |
|-----------------------------|------------|--------|
| 各種証明書 発行手数料 (店頭交付/1通) | 貯金残高証明書 | 220円 |
| | 貸出金残高証明書 | 220円 |
| | 融資証明書 | 220円 |
| | 住宅取得控除証明書 | 220円 |
| | 貸出金受取利息証明書 | 220円 |
| | その他各種証明書 | 220円 |
| | ICキャッシュカード | 1,100円 |
| | JAカード(一体型) | 660円 |
| | 貯金証書 | 550円 |
| | 貯金通帳 | 550円 |
| 手形・小切手 交付手数料 | 貸出金返済計画表 | 550円 |
| | 小切手帳(1冊) | 900円 |
| | 手形帳(1冊) | 900円 |
| | 自己宛小切手(1枚) | 550円 |
| | 署名判手数料 | 2,610円 |

□両替手数料

| お取り扱い枚数 | 手数料 |
|-----------------|--------------------|
| 1枚 ~ 100枚まで | 無料 |
| 101枚 ~ 300枚まで | 110円 |
| 301枚 ~ 500枚まで | 220円 |
| 501枚 ~ 1,000枚まで | 330円 |
| 1,001枚 以上 | 1,000枚ごと 330円加算 |

□口座振替に関する手数料

(1件)

| 項目 | 種別 | 同一店舗内 | 当会本支所宛 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 口座振替 | 窓口扱(帳票渡し) | | 110円 |
| | 自振扱(CD等) | | 55円 |
| 法人JAネットバンク | | | 55円 |
| 定時自動集金手数料 | | | 110円 |

□為替に関する手数料

(1件)

| 項 | 目 | お振込先金融機関 | | | | | |
|--------------|---------------|----------------------------|-------|-------|--------|---------|--------|
| | | 種別 | お振込金額 | 同一店舗内 | 当会本支所宛 | 系統金融機関宛 | 他金融機関宛 |
| 送金手数料 | | | — | — | 440円 | 440円 | 660円 |
| | 窓口利用(電信扱) | | 3万円未満 | 110円 | 220円 | 220円 | 550円 |
| | | | 3万円以上 | 110円 | 440円 | 440円 | 770円 |
| | 窓口利用(文書扱) | | 3万円未満 | — | 220円 | 220円 | 440円 |
| | | | 3万円以上 | — | 440円 | 440円 | 660円 |
| | 電子媒体(CD等) | 自動振込 | — | — | 55円 | — | — |
| | | 自動振込(為替) | 3万円未満 | 55円 | 110円 | 110円 | 440円 |
| | | | 3万円以上 | 55円 | 330円 | 330円 | 660円 |
| | 振込手数料 | ATM利用(県内JAカード振込) | 3万円未満 | — | 無料 | 110円 | 330円 |
| | | | 3万円以上 | — | 無料 | 220円 | 440円 |
| | | ATM利用(*) (他県JA・他行カード振込) | 3万円未満 | — | 無料 | 110円 | 330円 |
| | | | 3万円以上 | — | 無料 | 220円 | 440円 |
| | | ATM利用(現金振込) | 3万円未満 | — | 無料 | 110円 | 440円 |
| | | | 3万円以上 | — | 無料 | 330円 | 660円 |
| | | ネットバンク利用 | 3万円未満 | — | 無料 | 110円 | 110円 |
| 3万円以上 | | | — | 無料 | 220円 | 220円 | 440円 |
| 法人JAネットバンク利用 | | 振込・総合振込 | 3万円未満 | 55円 | 55円 | 55円 | 330円 |
| | | | 3万円以上 | 55円 | 220円 | 220円 | 550円 |
| | 給与・賞与振込 | — | — | 無料 | — | 110円 | |
| 定時自動送金(電信扱) | | 3万円未満 | 110円 | 220円 | 220円 | 440円 | |
| | | 3万円以上 | 110円 | 440円 | 440円 | 660円 | |
| | | 3万円未満 | — | — | — | 330円 | |
| 定時自動送金(文書扱) | | 3万円以上 | — | — | — | 550円 | |
| | | 3万円未満 | — | — | — | 330円 | |
| | | 3万円以上 | — | — | — | 550円 | |
| 代金取立手数料 | 手形(至急扱) | — | — | 440円 | 880円 | 880円 | |
| | 手形(普通扱) | — | — | 440円 | 660円 | 660円 | |
| | 小切手(高知手形交換所内) | — | — | — | 220円 | 440円 | |
| | 小切手(高知手形交換所外) | — | — | — | 440円 | 660円 | |
| その他の手数料 | 送金組戻料 | — | — | — | 660円 | — | |
| | 振込組戻料 | — | — | — | 660円 | — | |
| | 取立手形組戻料 | — | — | — | 660円 | — | |
| | 取立手形店頭示料 | — | — | — | 660円 | — | |
| | 不渡手形返却料 | — | — | — | 660円 | — | |
| 離島回金料 | — | — | — | 無料 | — | | |

※(*)他県JA・他行カードによる振込については、為替手数料に、次の顧客手数料(他県JA・他行カード振込時のネット出金取引における顧客手数料)が加算されます。

○顧客手数料(他県JA・他行カード振込時のネット出金取引における顧客手数料)

(1件)

| 対象先金融機関 (カード発行金融機関) | 平日 | | 土曜日 | | 日曜・祝日 |
|-------------------------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 8:00~18:00 | 18:00~21:00 | 8:00~14:00 | 14:00~21:00 | 8:00~21:00 |
| 県外JA | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| マリンバンク | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| MICS提携金融機関(他行) (三菱UFJ銀行除く) | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 |
| 三菱UFJ銀行 | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 |

□でんさいネット手数料

(1件)

| 種別 | 同一店舗内 | 当会本支所宛 | 系統金融機関宛 | 他金融機関宛 |
|-----------------|-------|--------|---------|--------|
| 発生記録手数料(予約含む) | | 330円 | | 660円 |
| 譲渡記録手数料(予約含む) | | 330円 | | 660円 |
| 分割譲渡記録手数料(予約含む) | | 330円 | | 660円 |

※PCの事故等、やむを得ない場合、窓口で代行いたします。その際別途手数料(1,100円)をいただきます。

(1件)

| 種別 | 申込方法 | 手数料 | 種別 | 申込方法 | 手数料 |
|---------------|--------|--------|-------------------|--------|--------|
| 保証記録手数料(*) | IB | 330円 | 残高証明書発行手数料(都度発行) | 窓口書面申込 | 4,400円 |
| 支払等記録手数料(*) | IB | 330円 | 残高証明書発行手数料(定例発行) | 窓口書面申込 | 1,650円 |
| 変更記録手数料 | IB | 330円 | 口座間送金決済中止手数料 | 窓口書面申込 | 1,100円 |
| | 窓口書面申込 | 1,650円 | 支払不能情報照会手数料 | 窓口書面申込 | 3,300円 |
| 通常開示請求手数料 | IB | 無料 | 貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料 | 窓口書面申込 | 1,100円 |
| 特例開示請求手数料 | 窓口書面申込 | 3,300円 | その他手数料 | — | 2,200円 |
| 特定記録機関連更記録手数料 | — | 4,400円 | | | |

※(*)は窓口代行が可能ですが、別途手数料(1,100円)をいただきます。

□その他手数料

| 項目 | 種別 | 手数料 |
|---------------|----------------------------------|--------|
| 保護預り等 | 保護預り・国債口座管理料(年間) | 1,320円 |
| FB・IB | ファームバンキング(月額) | 1,100円 |
| | モバイルバンキング(月額) | 無料 |
| 法人JAネットバンク(*) | 照会・振込サービスのみ(月額) | 1,100円 |
| | 照会・振込サービス+データ伝送サービス(月額) | 3,300円 |
| | 照会・振込サービス+でんさい(月額) | 1,100円 |
| | 照会・振込サービス+データ伝送サービス(月額)+でんさい(月額) | 3,300円 |

*詳しくは窓口でおたずね下さい。

【単体経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 平成30年度 (平成31年3月31日) | 令和元年度 (令和2年3月31日) | 科 目 | 平成30年度 (平成31年3月31日) | 令和元年度 (令和2年3月31日) |
|------------|------------------------|----------------------|-------------------|------------------------|----------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金 | 1,876 | 1,802 | 貯金 | 855,399 | 869,486 |
| 預け金 | 584,647 | 571,215 | 当座貯金 | 16,252 | 15,490 |
| 系統預け金 | 584,641 | 571,212 | 普通貯金 | 13,001 | 11,660 |
| 系統外預け金 | 5 | 2 | 貯蓄貯金 | 18 | 19 |
| 金銭の信託 | 29,236 | 29,884 | 通知貯金 | 7,400 | 3,200 |
| 有価証券 | 170,143 | 187,429 | 別段貯金 | 988 | 1,560 |
| 国債 | 88,059 | 91,194 | 定期貯金 | 817,701 | 837,516 |
| 地方債 | 618 | 615 | 定期積金 | 37 | 38 |
| 社債 | - | 4,448 | 借入金 | 7,909 | 2,800 |
| 外国証券 | - | 1,529 | 代理業務勘定 | 0 | 0 |
| 株式 | 6,908 | 5,150 | その他負債 | 1,372 | 913 |
| 受益証券 | 74,557 | 84,490 | 未払法人税等 | 283 | 4 |
| 貸出金 | 100,034 | 102,717 | 貯金利子諸税その他 | 3 | 3 |
| 手形貸付 | 143 | 189 | 従業員預り金 | 233 | 218 |
| 証書貸付 | 80,754 | 82,441 | 金融派生商品 | - | 8 |
| 当座貸越 | 701 | 951 | 未払金 | 18 | 0 |
| 金融機関貸付 | 18,435 | 19,135 | 仮受金 | 0 | 130 |
| その他資産 | 1,202 | 1,642 | リース債務 | 1 | - |
| 差入保証金 | 4 | 4 | その他の負債 | 0 | 0 |
| 金融派生商品 | 9 | 37 | 未払費用 | 501 | 484 |
| 仮払金 | 74 | 105 | 前受収益 | 1 | 1 |
| その他の資産 | 62 | 106 | 未決済為替借 | 328 | 61 |
| 未収金 | - | 516 | 諸引当金 | 2,733 | 2,937 |
| 未収収益 | 903 | 851 | 相互援助積立金 | 2,689 | 2,839 |
| 前払費用 | 1 | 3 | 賞与引当金 | 30 | 34 |
| 未決済為替貸 | 146 | 17 | 退職給付引当金 | - | 43 |
| 有形固定資産 | 1,868 | 1,826 | 役員退職慰労引当金 | 13 | 19 |
| 建物 | 611 | 587 | 繰延税金負債 | 2,076 | 638 |
| 土地 | 1,175 | 1,175 | 債務保証 | 1,111 | 1,123 |
| その他の有形固定資産 | 80 | 63 | 負債の部合計 | 870,604 | 877,900 |
| 無形固定資産 | 54 | 38 | (純資産の部) | | |
| ソフトウェア | 53 | 37 | 出資金 | 19,870 | 24,879 |
| リース資産 | 1 | - | (うち後配出資金) | (8,000) | (13,009) |
| その他の無形固定資産 | 0 | 0 | 再評価積立金 | 4 | 4 |
| 外部出資 | 44,692 | 44,685 | 利益剰余金 | 36,869 | 37,243 |
| 系統出資 | 44,259 | 44,247 | 利益準備金 | 11,835 | 12,165 |
| 系統外出資 | 394 | 399 | その他利益剰余金 | 25,034 | 25,078 |
| 子会社等出資 | 38 | 38 | JAバンク高知再建支援積立金 | 5,115 | 5,115 |
| 前払年金費用 | 9 | - | 農業・地域支援積立金 | 1,000 | 1,000 |
| 債務保証見返 | 1,111 | 1,123 | JAバンク高知事業再編等支援積立金 | 500 | 670 |
| 貸倒引当金 | △ 1,155 | △ 154 | 特別積立金 | 16,305 | 16,305 |
| 外部出資等損失引当金 | △ 524 | △ 0 | 当期未処分剰余金 | 2,113 | 1,987 |
| | | | (うち当期剰余金) | (1,608) | (1,591) |
| | | | 会員資本合計 | 56,745 | 62,128 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 5,849 | 2,182 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 5,849 | 2,182 |
| | | | 純資産の部合計 | 62,595 | 64,310 |
| 資産の部合計 | 933,199 | 942,211 | 負債及び純資産の部合計 | 933,199 | 942,211 |

2. 損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 平成30年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | | 令和元年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | |
|---------------|--------------------------------------|--------|------------------------------------|--------|
| | | | | |
| 経常収益 | | 10,339 | | 11,116 |
| 資金運用収益 | | 5,167 | | 4,438 |
| 貸出金利息 | 1,079 | | 639 | |
| 預け金利息 | 59 | | 57 | |
| 有価証券利息配当金 | 496 | | 487 | |
| その他受入利息 | 3,531 | | 3,254 | |
| (うち受取奨励金) | (3,155) | | (3,006) | |
| (うち受取特別配当金) | (375) | | (247) | |
| 役務取引等収益 | | 343 | | 357 |
| 受入為替手数料 | 29 | | 27 | |
| その他の受入手数料 | 314 | | 329 | |
| その他事業収益 | | 1,093 | | 3,934 |
| 国債等債券売却益 | 861 | | 3,231 | |
| その他の事業収益 | 231 | | 702 | |
| その他経常収益 | | 3,735 | | 2,386 |
| 貸倒引当金戻入益 | - | | 1,000 | |
| 外部出資等損失引当金戻入益 | 599 | | 523 | |
| 株式等売却益 | 1,227 | | 613 | |
| 金銭の信託運用益 | 1,863 | | 192 | |
| その他の経常収益 | 43 | | 55 | |
| 経常費用 | | 8,394 | | 9,559 |
| 資金調達費用 | | 4,660 | | 4,707 |
| 貯金利息 | 121 | | 104 | |
| 借入金利息 | 254 | | 113 | |
| その他支払利息 | 4,284 | | 4,489 | |
| (うち支払奨励金) | (4,282) | | (4,487) | |
| 役務取引等費用 | | 192 | | 172 |
| 支払為替手数料 | 3 | | 3 | |
| その他の支払手数料 | 188 | | 169 | |
| その他の役務取引等費用 | 0 | | 0 | |
| その他事業費用 | | 407 | | 1,123 |
| 国債等債券売却損 | 258 | | 342 | |
| 国債等債券償還損 | - | | 372 | |
| 金融派生商品費用 | 148 | | 409 | |
| 経費 | | 2,054 | | 1,713 |
| 人件費 | 710 | | 693 | |
| 物件費 | 1,266 | | 946 | |
| 税金 | 77 | | 73 | |
| その他経常費用 | | 1,079 | | 1,842 |
| 貸倒引当金繰入額 | 570 | | - | |
| 相互援助積立金繰入額 | 212 | | 150 | |
| 株式等売却損 | 45 | | 752 | |
| 金銭の信託運用損 | 222 | | 901 | |
| その他の経常費用 | 28 | | 37 | |
| 経常利益 | | 1,945 | | 1,556 |
| 特別利益 | | 0 | | 0 |
| その他の特別利益 | 0 | | 0 | |
| 特別損失 | | 0 | | 0 |
| 固定資産処分損 | 0 | | 0 | |
| 税引前当期利益 | | 1,944 | | 1,556 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 421 | | 0 | |
| 法人税等調整額 | △ 86 | | △ 35 | |
| 法人税等合計 | | 335 | | △ 34 |
| 当期剰余金 | | 1,608 | | 1,591 |
| 当期首繰越剰余金 | | 505 | | 396 |
| 当期末処分剰余金 | | 2,113 | | 1,987 |

3. キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位:百万円)

| 科 目 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| | (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益(又は税引前当期損失) | 1,944 | 1,556 |
| 減価償却費 | 71 | 71 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 570 | △ 1,000 |
| 外部出資等損失引当金の増減額(△は減少) | △ 599 | △ 523 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | △ 35 | 43 |
| 前払年金費用の増減額(△は減少) | △ 9 | 9 |
| その他の引当金・積立金の増減額(△は減少) | 180 | 160 |
| 資金運用収益 | △ 5,167 | △ 4,438 |
| 資金調達費用 | 4,660 | 4,707 |
| 有価証券関係損益(△は益) | △ 949 | △ 1,429 |
| 金銭の信託の運用損益(△は運用益) | △ 1,640 | 708 |
| 固定資産処分損益(△は益) | 0 | 0 |
| 貸出金の純増(△)減 | △ 3,527 | △ 2,683 |
| 預け金の純増(△)減 | △ 21,000 | 101,000 |
| 貯金の純増減(△) | 16,865 | 14,086 |
| 借入金金の純増減(△) | 1,600 | △ 100 |
| 事業の利用分量に対する配当金の支払額 | △ 900 | △ 900 |
| その他 | 6 | △ 580 |
| 利息及び配当金の受取額(資金運用による収入) | 5,636 | 4,846 |
| 利息の支払額(資金調達による支出) | △ 4,671 | △ 4,731 |
| 小計 | △ 6,964 | 110,803 |
| 法人税等の支払額 | △ 255 | △ 279 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | △ 7,220 | 110,524 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △ 118,805 | △ 232,281 |
| 有価証券の売却による収入 | 133,727 | 210,597 |
| 金銭の信託の増加による支出 | - | △ 4,000 |
| 金銭の信託の減少による収入 | 13,222 | 2,978 |
| 固定資産の取得による支出 | △ 101 | △ 14 |
| 固定資産の処分による収入 | 0 | 0 |
| 外部出資の増加による支出 | △ 7,729 | △ 5 |
| 外部出資の減少による収入 | 2,001 | 12 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 22,315 | △ 22,713 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 劣後特約付借入金の減少による支出 | - | △ 5,009 |
| 出資の増額による収入 | - | 5,009 |
| 出資配当金の支払額 | △ 317 | △ 317 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 317 | △ 317 |
| 4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | 14,778 | 87,493 |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高 | 7,722 | 22,500 |
| 6 現金及び現金同等物の当期末残高 | 22,500 | 109,993 |

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------|--------|-------|
| 1 当期末処分剰余金 | 2,113 | 1,987 |
| 計 | 2,113 | 1,987 |
| 2 剰余金処分額 | 1,717 | 1,365 |
| (1) 利益準備金 | 330 | 320 |
| (2) 任意積立金 | 170 | - |
| JAバンク高知事業再編等支援積立金 | 170 | - |
| (3) 出資配当金 | 317 | 345 |
| 普通出資に対する配当金 | 237 | 237 |
| 後配出資に対する配当金 | 80 | 107 |
| (4) 事業分量配当金 | 900 | 700 |
| 3 次期繰越剰余金 | 396 | 622 |

(注) 1 普通出資に対する配当率は年2%、後配出資に対する配当率は年1%の割合です。

2 事業分量配当金の分配基準は、次のとおりです。

平成30年度 奨励金対象定期貯金及び特別定期貯金(2年・3年・5年)平均残高に対し、年 0.116%

令和元年度 奨励金対象定期貯金及び特別定期貯金(2年・3年・5年)平均残高に対し、年 0.086%

3 JAバンク高知事業再編等支援積立金について

(1) 積立目的 「JAバンク基本方針」に基づく全国支援制度に呼応し、JAバンク高知としても、事業再編等経営環境の変化に対応するとともに、組合員・利用者に対する良質なサービスの提供を維持し、JAバンクシステムの健全性・安定性を盤石とする。

(2) 積立目標額 2,000,000,000円

(3) 積立基準 毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積み立てる。
なお、当積立金は積立目標額に達していないが、積立金額が積立目的を果たせる水準に達したと判断したことから、当面の間、新たな積立は行わない。

(4) 取崩基準 経営管理委員会で定めるJAバンク高知事業再編等支援制度要領に基づく支援が発生した場合、その必要額を取り崩す。

5. 注記表

(1)平成 30 年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。

- ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・その他有価証券

時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|-----------|
| 建 物 | 15 年～50 年 |
| その他 | 4 年～6 年 |

- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給額に退職年金共済責任準備金額を加算して算出した退職給付債務から、退職年金共済残高を控除した額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

JAバンク支援積立金として「JAバンク高知支援制度要領」に基づき、JA貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(10) ヘッジ会計は採用しておりません。

(11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(追加情報)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しております。

2 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、666百万円であります。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|--------|
| オペレーティング・リース | 7 百万円 | 3 百万円 | 10 百万円 |

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済の担保として30,000百万円、南国市の指定金融機関業務取扱に係る担保として20百万円の系統定期預け金を、(株)ゆうちょ銀行とのCD・ATM相互利用に係る資金決済の担保として4百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,405百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、保証金4百万円が含まれております。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は379百万円であります。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(8) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は758百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権

及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は758百万円であります。

なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。

(13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,766百万円であります。

(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,635百万円が含まれております。

(15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,009百万円が含まれております。

3 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による費用総額 181百万円

| | |
|--------------|---------|
| うち事業取引高 | 179 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 2 百万円 |

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち5,009百万円は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応

など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資センターのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループ及びリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画管理グループ及びリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、ALM により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動に伴う経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が 0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 4,409 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|-----|
| 預け金 | 584,647 | 584,567 | △79 |
| 金銭の信託 | 29,236 | 29,236 | — |
| その他目的 | 29,236 | 29,236 | — |
| 有価証券 | 170,143 | 170,143 | — |
| その他有価証券 | 170,143 | 170,143 | — |
| 貸出金 | 100,034 | | |
| 貸倒引当金 | △1,155 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 98,879 | 99,654 | 775 |
| 資産計 | 882,907 | 883,602 | 695 |
| 貯金 | 855,399 | 855,337 | △62 |
| 負債計 | 855,399 | 855,337 | △62 |
| デリバティブ取引 | 9 | 9 | — |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 9 | 9 | — |
| デリバティブ取引計 | 9 | 9 | — |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレート

で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ等)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

| 貸借対照表計上額 | |
|------------|------------|
| 外部出資 | 44,692 百万円 |
| 外部出資等損失引当金 | △524 |
| 引当金控除後外部出資 | 44,168 |

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預け金 | 584,647 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | — 百万円 |
| 有価証券 | 4,000 | 4,000 | — | 3,000 | 5,000 | 60,600 |
| その他目的 のうち満期 があるもの | 4,000 | 4,000 | — | 3,000 | 5,000 | 60,600 |
| 貸出金 | 19,359 | 12,763 | 12,839 | 13,277 | 6,712 | 35,081 |
| 合計 | 608,006 | 16,763 | 12,839 | 16,277 | 11,712 | 95,681 |

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 701 百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 貯金 | 842,632 百万円 | 7,475 百万円 | 5,223 百万円 | 2 百万円 | 63 百万円 | 1 百万円 |
| 合計 | 842,632 | 7,475 | 5,223 | 2 | 63 | 1 |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

保有はありません。

② 満期保有目的の債券

保有はありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|--------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 5,341 百万円 | 4,362 百万円 | 978 百万円 |
| | 債券 | 88,677 | 83,095 | 5,582 |
| | 国債 | 88,059 | 82,495 | 5,564 |
| | 地方債 | 618 | 600 | 18 |
| | その他 | 71,020 | 69,858 | 1,161 |
| | 小計 | 165,039 | 157,316 | 7,723 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 1,566 百万円 | 1,647 百万円 | △80 百万円 |
| | その他 | 3,537 | 3,590 | △53 |
| | 小計 | 5,104 | 5,237 | △133 |
| 合計 | | 170,143 | 162,554 | 7,589 |

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 2,099 百万円を差し引いた金額 5,490 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|-----------|-----------|--------|
| 株式 | 4,633 百万円 | 1,227 百万円 | 45 百万円 |
| 債券 | 127,006 | 861 | 258 |
| その他 | — | — | — |
| 合計 | 131,640 | 2,089 | 303 |

6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

保有はありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③ その他の金銭の信託

| | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの | うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの |
|---------------|--------------|------------|---------|-------------------------------|--------------------------------|
| その他の 金銭の信託 | 29,236 百万円 | 28,739 百万円 | 497 百万円 | 688 百万円 | 190 百万円 |

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 137 百万円を差し引いた金額 359 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく退職共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|-----------------------|-----|-----|
| 期首における退職給付引当金(前払年金費用) | 35 | 百万円 |
| 退職給付費用 | 32 | 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △60 | 百万円 |
| 制度への拠出額 | △16 | 百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | △9 | 百万円 |

(注)期末における退職給付引当金△9百万円は、前払年金費用として資産に計上しております。

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | | |
|---------------------|------|-----|
| 積立型制度の退職給付債務 | 500 | 百万円 |
| 年金資産 | △510 | 百万円 |
| | △9 | 百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | — | 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △9 | 百万円 |

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 退職給付引当金 | — | 百万円 |
| 前払年金費用 | 9 | 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △9 | 百万円 |

c 退職給付に関連する損益

| | | |
|----------------|----|-----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 32 | 百万円 |
|----------------|----|-----|

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。

また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、96百万円となっております。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

| | | |
|--------------------|--------|-----|
| 貸倒引当金超過額 | 228 | 百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 8 | 百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 743 | 百万円 |
| 未払奨励金 | 104 | 百万円 |
| 外部出資等損失引当金 | 144 | 百万円 |
| 未払事業税・地方法人特別税 | 23 | 百万円 |
| その他 | 44 | 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,297 | 百万円 |
| 評価性引当額 | △1,134 | 百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 163 | 百万円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △2,236 | 百万円 |
| その他 | △2 | 百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △2,239 | 百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A) + (B) | △2,076 | 百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.13% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.24% |
| 事業分量配当金 | △12.80% |
| 住民税均等割等 | 0.25% |
| 評価性引当金の増減 | 1.95% |
| その他 | 2.31% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 17.26% |

9 持分法損益等に関する事項

当会の関連会社である、(株)高知県農協電算センターに対して持分法を適用した場合は次のとおりです。

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| (株)高知県農協電算センターに対する出資の金額 | 38 | 百万円 |
| 持分法を適用した場合の出資の金額 | 248 | 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額 | 0 | 百万円 |

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における現状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

(2)令和元年度（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。

- ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・その他有価証券

時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 4年～6年 |

- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

JAバンク支援積立金として「JAバンク高知支援制度要領」に基づき、JA貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(10) ヘッジ会計は採用しておりません。

(11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、704 百万円であります。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 3 百万円 | - 百万円 | 3 百万円 |

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済の担保として 30,000 百万円、南国市の指定金融機関業務取扱に係る担保として 20 百万円の系統定期預け金を、(株)ゆうちょ銀行とのCD・ATM相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,403 百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、保証金 4 百万円が含まれております。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は 394 百万円であります。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(8) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は 129 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(9) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権はありません。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権の合計額は 600 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 729 百万円であります。

なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。
- (13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,416 百万円であります。
- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,635 百万円が含まれております。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による費用総額 175 百万円
- | | |
|--------------|---------|
| うち事業取引高 | 175 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | - 百万円 |

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループ及びリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委

員会にて作成され、理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、ALM により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動に伴う経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が 0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 3,744 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|-----|
| 預け金 | 571,215 | 571,235 | 20 |
| 金銭の信託 | 29,884 | 29,884 | — |
| その他目的 | 29,884 | 29,884 | — |
| 有価証券 | 187,429 | 187,429 | — |
| その他有価証券 | 187,429 | 187,429 | — |
| 貸出金 | 102,717 | | |
| 貸倒引当金 | △154 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 102,563 | 103,449 | 886 |
| 資産計 | 891,092 | 891,998 | 906 |
| 貯金 | 869,486 | 869,532 | 45 |
| 負債計 | 869,486 | 869,532 | 45 |
| デリバティブ取引 | 28 | 28 | — |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 28 | 28 | — |
| デリバティブ取引計 | 28 | 28 | — |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ等)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

| | | |
|------------|--------|-----|
| 外部出資 | 44,685 | 百万円 |
| 外部出資等損失引当金 | △0 | |
| 引当金控除後外部出資 | 44,685 | |

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預け金 | 571,215 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | — 百万円 |
| 有価証券 | 2,000 | — | 3,000 | 5,000 | 16,000 | 55,500 |
| その他目的 のうち満期 があるもの | 2,000 | — | 3,000 | 5,000 | 16,000 | 55,500 |
| 貸出金 | 13,955 | 12,846 | 13,650 | 13,630 | 10,354 | 38,280 |
| 合計 | 587,170 | 12,846 | 16,650 | 18,630 | 26,354 | 93,780 |

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 951 百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 貯金 | 863,960 百万円 | 5,144 百万円 | 376 百万円 | 3 百万円 | — 百万円 | 1 百万円 |
| 合計 | 863,960 | 5,144 | 376 | 3 | — | 1 |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

保有はありません。

② 満期保有目的の債券

保有はありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|--------|--------------|-----------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | 株式 | 3,697 百万円 | 2,738 百万円 | 958 百万円 |
| | 債券 | 79,046 | 76,707 | 2,339 |
| | 国債 | 78,431 | 76,107 | 2,324 |
| | 地方債 | 615 | 600 | 15 |
| | その他 | 22,984 | 21,557 | 1,427 |
| | 小計 | 105,728 | 101,003 | 4,724 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | 株式 | 1,453 百万円 | 1,571 百万円 | △117 百万円 |
| | 債券 | 18,741 | 19,209 | △468 |
| | 国債 | 12,763 | 12,806 | △42 |
| | 社債 | 4,448 | 4,500 | △51 |
| | 外国証券 | 1,529 | 1,903 | △374 |
| | その他 | 61,505 | 63,772 | △2,266 |
| 小計 | 81,700 | 84,553 | △2,852 | |
| 合計 | | 187,429 | 185,556 | 1,872 |

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 517 百万円を差し引いた金額 1,354 百万円が、「その他有価証券評価差額

金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| | 売却額 | | 売却益 | | 売却損 | |
|-----|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 株式 | 7,245 | 百万円 | 613 | 百万円 | 712 | 百万円 |
| 債券 | 139,672 | | 3,231 | | 342 | |
| その他 | 180 | | — | | 40 | |
| 合計 | 147,098 | | 3,845 | | 1,095 | |

6 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

保有はありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③ その他の金銭の信託

| | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの | うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの |
|---------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------------|--------------------------------|
| その他の 金銭の信託 | 29,884 百万円 | 28,739 百万円 | 1,145 百万円 | 1,258 百万円 | 112 百万円 |

- (注) 上記差額合計から繰延税金負債 316 百万円を差し引いた金額 828 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済業協同組合連合会並びに全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|-----------------------|-----|-----|
| 期首における退職給付引当金(前払年金費用) | △9 | 百万円 |
| 退職給付費用 | 77 | 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △6 | 百万円 |
| 制度への拠出額 | △18 | 百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 43 | 百万円 |

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | | |
|---------------------|------|-----|
| 積立型制度の退職給付債務 | 376 | 百万円 |
| 年金資産 | △332 | 百万円 |
| | 43 | 百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | — | 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 43 | 百万円 |

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 退職給付引当金 | 43 | 百万円 |
| 前払年金費用 | — | 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 43 | 百万円 |

c 退職給付に関連する損益

| | | |
|----------------|----|-----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 77 | 百万円 |
|----------------|----|-----|

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、91百万円となっております。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 24 | 百万円 |
| 貸倒引当金超過額 | 32 | 百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 9 | 百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 12 | 百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 785 | 百万円 |
| 未払奨励金 | 101 | 百万円 |
| その他 | 67 | 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,033 | 百万円 |
| 評価性引当額 | △837 | 百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 196 | 百万円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △834 | 百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △834 | 百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A) + (B) | △638 | 百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.35% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.88% |
| 事業分量配当金 | △12.44% |
| 住民税均等割等 | 0.30% |
| 評価性引当金の増減 | △19.11% |
| 修正申告 | 1.92% |
| その他 | 4.95% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △2.23% |

9 持分法損益等に関する事項

当会の関連会社である、(株)高知県農協電算センターに対して持分法を適用した場合は次のとおりです。

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| (株)高知県農協電算センターに対する出資の金額 | 38 | 百万円 |
| 持分法を適用した場合の出資の金額 | 250 | 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 1 | 百万円 |

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確認書

1. 私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年6月30日

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 信吉 理弘

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 経常収益 | 12,694 | 10,511 | 10,300 | 10,339 | 11,116 |
| 経常利益 | 3,128 | 2,265 | 2,185 | 1,945 | 1,556 |
| 当期剰余金 | 2,667 | 1,824 | 1,866 | 1,608 | 1,591 |
| 出資金 (出資口数) | 19,870 (993,531) | 19,870 (993,531) | 19,870 (993,531) | 19,870 (993,531) | 24,879 (1,243,981) |
| 純資産額 | 67,252 | 63,491 | 63,026 | 62,595 | 64,310 |
| 総資産額 | 867,301 | 887,586 | 920,878 | 933,199 | 942,211 |
| 貯金等残高 | 782,026 | 810,793 | 838,534 | 855,399 | 869,486 |
| 貸出金残高 | 82,236 | 84,441 | 96,506 | 100,034 | 102,717 |
| 有価証券残高 | 219,482 | 178,423 | 189,002 | 170,143 | 187,429 |
| 剰余金配当金額 | 1,217 | 1,217 | 1,217 | 1,217 | 1,045 |
| 普通出資配当額 | 237 | 237 | 237 | 237 | 237 |
| 後配出資配当額 | 80 | 80 | 80 | 80 | 107 |
| 事業分量配当額 | 900 | 900 | 900 | 900 | 700 |
| 職員数 | 99 | 93 | 88 | 83 | 79 |
| 単体自己資本比率 | 30.36 | 25.61 | 24.46 | 20.29 | 20.25 |

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増減 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 資金運用収支 | 707 | △ 110 | △ 817 |
| 役務取引等収支 | 150 | 184 | 33 |
| その他事業収支 | 686 | 2,810 | 2,124 |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 1,545 (0.18) | 2,885 (0.33) | 1,340 (0.15) |

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支

5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

| 項目 | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | |
|---------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 867,458 | 5,167 | 0.59 | 881,359 | 4,438 | 0.50 |
| うち預け金 | 632,516 | 3,591 | 0.56 | 599,141 | 3,312 | 0.55 |
| うち有価証券 | 138,545 | 496 | 0.35 | 178,993 | 487 | 0.27 |
| うち貸出金 | 96,396 | 1,079 | 1.11 | 103,224 | 639 | 0.61 |
| 資金調達勘定 | 849,641 | 4,616 | 0.54 | 866,813 | 4,642 | 0.53 |
| うち貯金・定積 | 842,632 | 4,358 | 0.51 | 861,554 | 4,526 | 0.52 |
| うち譲渡性貯金 | - | - | - | - | - | - |
| うち借入金 | 6,755 | 254 | 3.77 | 5,034 | 113 | 2.25 |
| 総資金利ざや | | | △ 0.19 | | | △ 0.23 |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計及び「うち貯金・定積」の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成30年度増減額 | 令和元年度増減額 |
|---------|-----------|----------|
| 受取利息 | △ 792 | △ 728 |
| うち預け金 | 75 | △ 279 |
| うち有価証券 | △ 820 | △ 9 |
| うち貸出金 | △ 47 | △ 440 |
| 支払利息 | 197 | 25 |
| うち貯金・定積 | 197 | 167 |
| うち譲渡性貯金 | - | - |
| うち借入金 | 0 | △ 141 |
| 差 引 き | △ 990 | △ 754 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額となっています。

III 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|--------|--------------------|--------------------|---------|
| 流動性貯金 | 34,594 (3.93) | 28,953 (3.25) | △ 5,640 |
| 定期性貯金 | 844,887 (96.03) | 861,762 (96.71) | 16,874 |
| その他の貯金 | 357 (0.04) | 330 (0.04) | △ 26 |
| 計 | 879,839 (100.00) | 891,047 (100.00) | 11,207 |
| 譲渡性貯金 | - (-) | - (-) | - |
| 合 計 | 879,839 (100.00) | 891,047 (100.00) | 11,207 |

(注) 1. 流動性貯金＝当座性貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝積立定期貯金＋定期貯金＋定期積金

3. その他の貯金＝別段貯金

4. ()内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|----------|--------------------|--------------------|--------|
| 定期貯金 | 817,701 (100.00) | 837,516 (100.00) | 19,815 |
| うち固定金利定期 | 817,700 (100.00) | 837,515 (100.00) | 19,815 |
| うち変動金利定期 | 1 (0.00) | 1 (0.00) | - |

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|--------|--------|---------|-------|
| 手形貸付 | 142 | 170 | 27 |
| 証書貸付 | 76,822 | 83,344 | 6,521 |
| 当座貸越 | 1,239 | 912 | △ 326 |
| 金融機関貸付 | 18,191 | 18,797 | 605 |
| 割引手形 | - | - | - |
| 合 計 | 96,396 | 103,224 | 6,828 |

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|--------|--------------------|--------------------|-------|
| 固定金利貸出 | 83,044 (83.02) | 85,511 (83.25) | 2,467 |
| 変動金利貸出 | 16,990 (16.98) | 17,206 (16.75) | 216 |
| 合 計 | 100,034 (100.00) | 102,717 (100.00) | 2,683 |

(注) ()内は構成比です。

(3)貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|------------|---------|---------|-------|
| 貯金・定期積金等 | 5 | 248 | 242 |
| 有価証券 | - | - | - |
| 動産 | - | - | - |
| 不動産 | - | - | - |
| その他担保物 | - | - | - |
| 小計 | 5 | 248 | 242 |
| 農業信用基金協会保証 | 36 | 28 | △ 7 |
| その他保証 | 16 | 15 | △ 1 |
| 小計 | 53 | 43 | △ 9 |
| 信用 | 99,975 | 102,426 | 2,450 |
| 合計 | 100,034 | 102,717 | 2,683 |

(4)債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|------------|--------|-------|-----|
| 貯金・定期積金等 | - | - | - |
| 有価証券 | - | - | - |
| 動産 | - | - | - |
| 不動産 | 1,082 | 1,098 | 15 |
| その他担保物 | - | - | - |
| 小計 | 1,082 | 1,098 | 15 |
| 農業信用基金協会保証 | - | - | - |
| その他保証 | 15 | 13 | △ 2 |
| 小計 | 15 | 13 | △ 2 |
| 信用 | 13 | 11 | △ 1 |
| 合計 | 1,111 | 1,123 | 11 |

(5)貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|------|--------------------|--------------------|-------|
| 設備資金 | 73,649 (73.62) | 76,569 (74.54) | 2,919 |
| 運転資金 | 26,384 (26.38) | 26,148 (25.46) | △ 235 |
| 合計 | 100,034 (100.00) | 102,717 (100.00) | 2,683 |

(注) ()内は構成比です。

(6)貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|---------------|--------------------|--------------------|-------|
| 農業 | 202 (0.20) | 186 (0.18) | △ 16 |
| 林業 | - (-) | - (-) | - |
| 水産業 | - (-) | - (-) | - |
| 製造業 | 1,427 (1.43) | 1,446 (1.41) | 19 |
| 鉱業 | 50 (0.05) | 50 (0.05) | - |
| 建設業 | 8 (0.01) | 7 (0.01) | △ 0 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 200 (0.20) | 200 (0.19) | - |
| 運輸・通信業 | 600 (0.60) | 600 (0.58) | - |
| 卸売・小売・飲食業 | 629 (0.63) | 970 (0.95) | 341 |
| 金融・保険業 | 18,435 (18.43) | 19,135 (18.63) | 700 |
| 不動産業 | 492 (0.49) | 480 (0.47) | △ 12 |
| サービス業 | 3,263 (3.26) | 3,129 (3.05) | △ 133 |
| 地方公共団体 | 74,679 (74.65) | 76,470 (74.45) | 1,791 |
| その他 | 46 (0.05) | 40 (0.04) | △ 5 |
| 合計 | 100,034 (100.00) | 102,717 (100.00) | 2,683 |

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|----------|--------|-------|------|
| 農業 | 197 | 182 | △ 15 |
| 穀作 | 0 | 0 | △ 0 |
| 野菜・園芸 | 114 | 123 | 9 |
| 果樹・樹園農業 | 28 | - | △ 28 |
| 工芸作物 | 7 | 8 | 1 |
| 養豚・肉牛・酪農 | - | - | - |
| 養鶏・養卵 | 27 | 30 | 2 |
| 養蚕 | - | - | - |
| その他農業 | 20 | 20 | - |
| 農業関連団体等 | 138 | 113 | △ 24 |
| 合 計 | 336 | 295 | △ 40 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや連合会(全農)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

<貸出金>

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|---------|--------|-------|------|
| プロパー資金 | 197 | 180 | △ 17 |
| 農業制度資金 | 138 | 115 | △ 23 |
| 農業近代化資金 | 138 | 115 | △ 23 |
| その他制度資金 | - | - | - |
| 合 計 | 336 | 295 | △ 40 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

<受託貸付金>

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|------------|--------|-------|-------|
| 日本政策金融公庫資金 | 6,532 | 6,857 | 325 |
| その他 | 1,070 | 839 | △ 231 |
| 合 計 | 7,603 | 7,697 | 94 |

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

(8)リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増減 |
|------------|--------|-------|-------|
| 破綻先債権額 | - | - | - |
| 延滞債権額 | 758 | 129 | △ 628 |
| 3か月以上延滞債権額 | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | - | 600 | 600 |
| 合 計 | 758 | 729 | △ 28 |

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(9)金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

| 債権区分 | 債権額 | 保全額 | | | |
|-------------------|---------|-----|----|-----|-----|
| | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 平成30年度 | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1 | - | 1 | - | 1 |
| 危険債権 | 958 | 133 | - | 823 | 957 |
| 要管理債権 | - | - | - | - | - |
| 小 計 | 959 | 133 | 1 | 823 | 958 |
| 正常債権 | 100,317 | | | | |
| 合 計 | 101,277 | | | | |
| 令和元年度 | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2 | - | 0 | 1 | 2 |
| 危険債権 | 160 | 38 | 0 | 114 | 153 |
| 要管理債権 | 600 | - | - | - | - |
| 小 計 | 762 | 38 | 0 | 116 | 156 |
| 正常債権 | 103,086 | | | | |
| 合 計 | 103,849 | | | | |

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3か月以上延滞債権で、上記1. 及び2. に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(10)元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

(11)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成30年度 | | | | | 令和元年度 | | | | |
|---------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 312 | 330 | - | 312 | 330 | 330 | 38 | - | 330 | 38 |
| 個別貸倒引当金 | 271 | 824 | - | 271 | 824 | 824 | 116 | - | 824 | 116 |
| 合 計 | 584 | 1,155 | - | 584 | 1,155 | 1,155 | 154 | - | 1,155 | 154 |

(12)貸出金償却の額

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 貸出金償却額 | - | - |

3. 有価証券に関する指標

(1)種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増減 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 国 債 | 70,536 | 79,975 | 9,439 |
| 地 方 債 | 639 | 611 | △ 27 |
| 政 府 保 証 債 | - | - | - |
| 金 融 債 | - | - | - |
| 短 期 社 債 | - | - | - |
| 社 債 | - | 2,677 | 2,677 |
| 株 式 | 4,103 | 5,513 | 1,409 |
| 外 国 証 券 | - | 1,117 | 1,117 |
| 受 益 証 券 | 63,266 | 89,098 | 25,831 |
| 投 資 証 券 | - | - | - |
| 合 計 | 138,545 | 178,993 | 40,447 |

(2)商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3)有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|-----------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|----------------|---------|
| 平成30年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | 4,036 | 4,071 | 8,603 | 23,211 | 6,664 | 41,472 | - | 88,059 |
| 地 方 債 | - | - | - | - | 618 | - | - | 618 |
| 政 府 保 証 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金 融 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 短 期 社 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 社 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 株 式 | - | - | - | - | - | - | 6,908 | 6,908 |
| 外 国 証 券 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 受 益 証 券 | - | 1,568 | 14,042 | - | - | - | 58,945 | 74,557 |
| 投 資 証 券 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 4,036 | 5,639 | 22,646 | 23,211 | 7,283 | 41,472 | 65,854 | 170,143 |
| 令和元年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | 2,010 | 3,069 | 23,037 | 4,029 | 35,600 | 23,447 | - | 91,194 |
| 地 方 債 | - | - | - | 615 | - | - | - | 615 |
| 政 府 保 証 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金 融 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 短 期 社 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 社 債 | - | - | - | - | - | 491 | 3,956 | 4,448 |
| 株 式 | - | - | - | - | - | - | 5,150 | 5,150 |
| 外 国 証 券 | - | - | - | - | - | 1,529 | - | 1,529 |
| 受 益 証 券 | - | 98 | 15,716 | - | 32,999 | - | 35,676 | 84,490 |
| 投 資 証 券 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 2,010 | 3,167 | 38,754 | 4,644 | 68,599 | 25,468 | 44,783 | 187,429 |

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券
該当ありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当ありません。
- ③ その他有価証券

(単位:百万円)

| | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | |
|----------------------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 5,341 | 4,362 | 978 | 3,697 | 2,738 | 958 |
| | 債券 | 88,677 | 83,095 | 5,582 | 79,046 | 76,707 | 2,339 |
| | 国債 | 88,059 | 82,495 | 5,564 | 78,431 | 76,107 | 2,324 |
| | 地方債 | 618 | 600 | 18 | 615 | 600 | 15 |
| | 金融債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 外国証券 | - | - | - | - | - | - |
| | その他 | 71,020 | 69,858 | 1,161 | 22,984 | 21,557 | 1,427 |
| | 小計 | 165,039 | 157,316 | 7,723 | 105,728 | 101,003 | 4,724 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 1,566 | 1,647 | △ 80 | 1,453 | 1,571 | △ 117 |
| | 債券 | - | - | - | 18,741 | 19,209 | △ 468 |
| | 国債 | - | - | - | 12,763 | 12,806 | △ 42 |
| | 地方債 | - | - | - | - | - | - |
| | 金融債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - | 4,448 | 4,500 | △ 51 |
| | 外国証券 | - | - | - | 1,529 | 1,903 | △ 374 |
| | その他 | 3,537 | 3,590 | △ 53 | 61,505 | 63,772 | △ 2,266 |
| | 小計 | 5,104 | 5,237 | △ 133 | 81,700 | 84,553 | △ 2,852 |
| 合計 | 170,143 | 162,554 | 7,589 | 187,429 | 185,556 | 1,872 | |

(2) 金銭の信託の時価情報

- ① 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位:百万円)

| | 平成30年度 | | | | | 令和元年度 | | | | |
|-----------|----------|--------|-----|-----------------------|------------------------|----------|--------|-------|-----------------------|------------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得価額 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得価額 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | 29,236 | 28,739 | 497 | 688 | 190 | 29,884 | 28,739 | 1,145 | 1,258 | 112 |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

① 金利関連取引

(単位:百万円)

| 区 分 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | |
|-----|---------|----------|--------|----|------|--------|----|------|
| | | | 契約額等 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | 時価 | 評価損益 |
| 取引所 | 金利先物 | 売建 | - | - | - | - | - | - |
| | | 買建 | - | - | - | - | - | - |
| | 金利オプション | 売建 | - | - | - | - | - | - |
| | | 買建 | - | - | - | - | - | - |
| 店頭 | 金利スワップ | 受取固定支払変動 | - | - | - | - | - | - |
| | | 受取変動支払固定 | 5,000 | 9 | 9 | 20,000 | 37 | 37 |
| | 金利オプション | 売建 | - | - | - | - | - | - |
| | | 買建 | - | - | - | - | - | - |
| 計 | | | 5,000 | 9 | 9 | 20,000 | 37 | 37 |

② 通貨関連取引

該当する取引はありません。

③ 株式関連取引

(単位:百万円)

| 区 分 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | |
|-----|-----------|----|--------|----|------|-------|-----|------|
| | | | 契約額等 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | 時価 | 評価損益 |
| 取引所 | 株価指数先物 | 売建 | - | - | - | 937 | 946 | △ 8 |
| | | 買建 | - | - | - | - | - | - |
| | 株価指数オプション | 売建 | - | - | - | - | - | - |
| | | 買建 | - | - | - | - | - | - |
| 計 | | | - | - | - | 937 | 946 | △ 8 |

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 |
|-----------|--------|-------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.20 | 0.16 | △ 0.04 |
| 純資産経常利益率 | 3.45 | 2.63 | △ 0.82 |
| 総資産当期純利益率 | 0.16 | 0.16 | 0.00 |
| 純資産当期純利益率 | 2.85 | 2.68 | △ 0.17 |

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 | |
|-----|---------|-------|-------|------|
| 貯貸率 | 期 末 | 11.69 | 11.81 | 0.12 |
| | 期 中 平 均 | 10.95 | 11.58 | 0.63 |
| 貯証率 | 期 末 | 19.89 | 21.55 | 1.66 |
| | 期 中 平 均 | 15.74 | 20.08 | 4.34 |

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本比率の状況(単体)

1. 定性的開示項目

(1) 自己資本の状況

① 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、20.25%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資及び後配出資金により調達しています。

なお、永久劣後特約付借入金は、令和元年9月10日に全額償還し、同日、その同額を後配出資に振り替えています。

普通出資金

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 高知県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 118億円(前年度118億円) |

後配出資金

| 項目 | 内容 |
|-------------------|----------------|
| 発行主体 | 高知県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 後配出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 130億円(前年度80億円) |

永久劣後特約付借入金

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|----------------|
| 発行主体 | 高知県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 永久劣後債務 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | －(前年度43億円) |
| 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約 | あり(※1) |

※1 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程

類を整備しています。

当会利用者への与信にあたっては、業種別、債務者区分別、大口債務者別等のリスク量変化に留意し、特定の業種や取引先に集中しない方針を採っています。融資残高が上位にある大口債務者については、債権の保全状況やリスク状況をモニタリングし、また、与信の比重が高くなっている地方公共団体向け与信は、与信ルールをALM的観点に立って適宜見直しています。デリバティブが組み込まれるなどの与信先管理が困難な案件については、原則として新規与信は避ける方針ですが、シンジケートローンについては要領を定めて対応しています。

有価証券にかかる信用リスク管理は、規程等で定めた基準格付けを下回る債券を取得しないことを原則としています。基準格付けを下回る、あるいは下回った場合の保有債券の処分等については、リスク管理委員会において組織決定をしています。

また、理事長・常務・常勤監事と室・部長で構成するリスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき以下の内容により計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を引き当てしています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしています。

② 標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

・リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

・リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府及び中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、以上の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保については、自己査定時等、定期的に確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

派生商品取引は、毎年度はじめに策定する「余裕金の運用方針」において運用枠を設定し、「運用計画」においてヘッジ目的に使用することを決定しています。運用枠は、売建と買建の差額を保有現物の50%以内に設定していますが、保有現物の価格下落をヘッジすることを基本としているので、先物取引は、原則、売建のみとしています。

いわゆる着地取引である長期決済期間取引は、「余裕金の運用方針」において実施しない取引として規定しています。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(6) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会では、正確な事務の懈怠、事務事故、不祥事等、ならびに電算システムの停止や誤作動をオペレーショナル・リスクと捉え、事務事故や不祥事等が未然に防止できる内部統制の確立に努めるとともに、内部統制を担保するための法令等遵守の職場風土醸成に努めています。

オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢では、管理運用部、監査室及びリスク管理グループによる日常におけるリスクの特定や評価、モニタリング活動、そして、理事や監事が加わった会内組織である「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」が当会全般の評価やコントロールに関わっています。

事務リスク管理は、事務処理マニュアルの整備と内容の向上による厳正な事務管理、ならびに不祥事未然防止マニュアルに則した職場風土の醸成を徹底することでリスクの削減に努めています。

システムリスク管理は、リスク管理の実効性能力向上をめざし、適切な人材の育成と配置に努めるとともに、外部委託先との協力関係を築いています。当会の情報を適切に保護するため、情報セキュリティ基本方針をはじめ同対策基準、同手順書等、一連の規程を整備して会内に周知徹底しています。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり「基礎的手法」を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。外部出資として保有する株式以外の株式は「余裕金運用規程」に基づき管理しています。保有目的区分は、その他有価証券に区分し、評価しています。また、外部出資として保有する株式は取得価額を貸借対照表価額としています。

取得原価に比して著しく時価が下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、その下落率が取得原価比30%以上の場合は減損処理を行います。また、その下落率が取得原価比50%以上の場合に減損処理を行います。

外部出資については、資産の自己査定結果に基づき処理を行います。Ⅳ分類となった額は減損処理を行い、Ⅲ分類のうち予想損失に相当する部分は引当処理を行います。

(8) リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------------------|----------|---------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 102,149 | 114,731 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | - | - |

(9) 金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会ポートフォリオ運営の基本は分散投資であり、債券(金利)、株式を主要資産とし、各資産から得られる収益とリスクを資産間の相関等も考慮のうえ、配賦資本の範囲内でコントロールすることにより、全体としてリスクバランスのとれた健全性と収益性を両立するポートフォリオを目指しています。

そのため、金利リスクを含めた市場リスクを当会の収益の基盤をなす重要なリスクと位置付け、適切な管理態勢のもとでリスクテイクを行います。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

□ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

□ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

自己資本に対する Δ EVEの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、金利リスクを含めて市場リスクを適正な水準にコントロールするよう努めています。

□ 金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期で Δ EVEを計測しています。

□ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクを含めて市場リスクを適正な水準にコントロールする観点から、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

② 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

□ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.097 年です。

□ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

□ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用していま

す。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、 Δ NIIの開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。また、 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、保有有価証券残高の増加や残存期間長期化によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

③ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1:金利リスク | | | | | |
|--------------|-----------|--------------|--------|--------------|-----|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | Δ EVE | | Δ NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 25,068 | 18,745 | 2,441 | |
| 2 | 下方パラレルシフト | △3,635 | △8,503 | 29 | |
| 3 | スティープ化 | 16,917 | 10,233 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 25,068 | 18,745 | 2,441 | |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 63,763 | | 62,647 | |

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益

の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティーブ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

2. 定量的開示項目

(1) 自己資本の状況

① 自己資本の構成

(単位: 百万円、%)

| 項目 | 令和元年度 | 平成30年度 |
|--|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額 | 61,082 | 55,527 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 24,879 | 19,870 |
| うち、再評価積立金の額 | 4 | 4 |
| うち、利益剰余金の額 | 37,243 | 36,869 |
| うち、外部流出予定額(△) | 1,045 | 1,217 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 2,878 | 3,019 |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額 | 2,878 | 3,019 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | 4,304 |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 63,960 | 62,851 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 38 | 54 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 38 | 54 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | 158 | 140 |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | 9 |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 196 | 204 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) | 63,763 | 62,647 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 312,644 | 305,119 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | - | - |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 2,225 | 3,543 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | - |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 314,869 | 308,662 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 20.25% | 20.29% |

(注)

- 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
- 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

②自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット (標準的手法) | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|---|------------------------------------|----------------|-------------------|------------------------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 1,802 | - | - | 1,876 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 89,247 | - | - | 82,753 | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 77,071 | - | - | 75,402 | - | - |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 578,898 | 115,759 | 4,630 | 589,654 | 117,906 | 4,716 |
| 法人等向け | 7,436 | 6,959 | 278 | 7,206 | 6,222 | 248 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 103 | 74 | 2 | 100 | 71 | 2 |
| 不動産取得等事業向け | 64 | 64 | 2 | 70 | 70 | 2 |
| 取立未済手形 | 17 | 3 | 0 | 55 | 11 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 43 | 4 | 0 | 53 | 5 | 0 |
| 出資等 | 7,147 | 7,147 | 285 | 8,855 | 8,331 | 333 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 7,147 | 7,147 | 285 | 8,855 | 8,331 | 333 |
| 上記以外 | 63,143 | 153,161 | 6,126 | 60,636 | 143,869 | 5,754 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 4,507 | 11,269 | 450 | - | - | - |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 55,483 | 138,709 | 5,548 | 55,484 | 138,712 | 5,548 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 37 | 92 | 3 | 20 | 50 | 2 |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 3,114 | 3,090 | 123 | 5,131 | 5,106 | 204 |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 114,731 | 29,428 | 1,177 | 102,149 | 28,621 | 1,144 |
| (うちルックスルー方式) | 114,731 | 29,428 | 1,177 | 102,149 | 28,621 | 1,144 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 939,707 | 312,603 | 12,504 | 928,816 | 305,108 | 12,204 |
| CVAリスク相当額÷8% | | 41 | 1 | | 10 | 0 |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | 939,707 | 312,644 | 12,505 | 928,816 | 305,119 | 12,204 |
| オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額(基礎的手法) | オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | | 2,225 | 89 | | 3,543 | 141 |
| 所要自己資本額 | リスク・アセット等(分母)合計 a | | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット等(分母)合計 a | | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | | 314,869 | 12,594 | | 308,662 | 12,346 |

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2)信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| | | 令和元年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|----------|----------------|----------------------|----------------|--------|------------|----------------------|----------------|--------|------------|---|--|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | 三月以上延滞エクスポージャー | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | 三月以上延滞エクスポージャー | | | | |
| | | | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | | |
| 国内 | 823,070 | 103,848 | 94,356 | - | - | 826,666 | 101,275 | 83,354 | - | - | |
| 国外 | 1,905 | - | 1,905 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 地域別残高計 | 824,976 | 103,848 | 96,261 | - | - | 826,666 | 101,275 | 83,354 | - | - | |
| 法人 | 農業 | 558 | 558 | - | - | 538 | 538 | - | - | - | |
| | 林業 | 4 | 4 | - | - | 5 | 5 | - | - | - | |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 製造業 | 4,116 | 1,528 | - | - | 6,188 | 1,511 | - | - | - | |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 建設・不動産業 | 455 | 404 | - | - | 406 | 406 | - | - | - | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 250 | 200 | - | - | 200 | 200 | - | - | - | |
| | 運輸・通信業 | 1,477 | 607 | - | - | 1,326 | 607 | - | - | - | |
| | 金融・保険業 | 639,507 | 19,137 | 6,413 | - | 645,676 | 18,438 | - | - | - | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 6,972 | 4,250 | - | - | 6,836 | 4,087 | - | - | - | |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 166,319 | 76,470 | 89,848 | - | 158,155 | 74,801 | 83,354 | - | - | |
| | 上記以外 | 1 | 1 | - | - | 2 | 2 | - | - | - | |
| 個人 | 671 | 671 | - | - | 663 | 663 | - | - | - | | |
| その他 | 4,641 | 11 | - | - | 6,667 | 13 | - | - | - | | |
| 業種別残高計 | 824,976 | 103,848 | 96,261 | - | 826,666 | 101,275 | 83,354 | - | - | | |
| 残存期間別残高計 | | | | | | | | | | | |
| | 1年以下 | 584,158 | 10,913 | 2,003 | - | 595,985 | 10,280 | 4,025 | - | - | |
| | 1年超3年以下 | 23,943 | 20,928 | 3,015 | - | 21,019 | 16,986 | 4,032 | - | - | |
| | 3年超5年以下 | 38,002 | 15,289 | 22,713 | - | 30,191 | 21,847 | 8,343 | - | - | |
| | 5年超7年以下 | 18,514 | 14,231 | 4,282 | - | 33,132 | 9,738 | 23,393 | - | - | |
| | 7年超10年以下 | 50,948 | 16,094 | 34,853 | - | 26,600 | 20,685 | 5,914 | - | - | |
| | 10年超 | 51,761 | 26,376 | 25,385 | - | 59,361 | 21,717 | 37,643 | - | - | |
| | 期限の定めのないもの | 57,646 | 15 | 4,006 | - | 60,376 | 19 | - | - | - | |
| | 残存期間別残高計 | 824,976 | 103,848 | 96,261 | - | 826,666 | 101,275 | 83,354 | - | - | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

②貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

| | 令和元年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 330 | 38 | - | 330 | 38 | 312 | 330 | - | 312 | 330 |
| 個別貸倒引当金 | 824 | 116 | - | 824 | 116 | 271 | 824 | - | 271 | 824 |

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

| | 令和元年度 | | | | | | 平成30年度 | | | | | | |
|------|----------------|-----------|-------|-----|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|---|
| | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金 償却 | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金 償却 | |
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | | |
| | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | | | | | |
| 国内 | 824 | 116 | - | 824 | 116 | | 271 | 824 | - | 271 | 824 | | |
| 国外 | - | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | | |
| 地域別計 | 824 | 116 | - | 824 | 116 | | 271 | 824 | - | 271 | 824 | | |
| 法人 | 農業 | 32 | 12 | - | 32 | 12 | - | 38 | 32 | - | 38 | 32 | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 73 | 73 | - | 73 | 73 | - | 73 | 73 | - | 73 | 73 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 687 | - | - | 687 | - | - | 120 | 687 | - | 120 | 687 | - |
| | 日本国政府・地方公共団体 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 上記以外 | 6 | 5 | - | 6 | 5 | - | 7 | 6 | - | 7 | 6 | - |
| 個人 | 25 | 24 | - | 25 | 24 | - | 31 | 25 | - | 31 | 25 | - | |
| 業種別計 | 824 | 116 | - | 824 | 116 | - | 271 | 824 | - | 271 | 824 | - | |

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

③信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

| | | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|--|------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高 | 0% | - | 168,511 | 168,511 | - | 160,247 | 160,247 |
| | 2% | - | - | - | - | - | - |
| | 4% | - | - | - | - | - | - |
| | 10% | - | 42 | 42 | - | 50 | 50 |
| | 20% | - | 578,817 | 578,817 | - | 589,588 | 589,588 |
| | 35% | - | - | - | - | - | - |
| | 50% | 200 | - | 200 | 200 | - | 200 |
| | 75% | - | 100 | 100 | - | 95 | 95 |
| | 100% | - | 17,276 | 17,276 | 5 | 20,973 | 20,973 |
| | 150% | - | - | - | - | - | - |
| | 200% | - | - | - | - | - | - |
| | 250% | - | 60,028 | 60,028 | - | 55,505 | 55,505 |
| その他 | - | - | - | - | - | - | |
| 1250% | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | | 200 | 824,776 | 824,976 | 205 | 826,460 | 826,666 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

| | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|---------------------|----------|----|--------------|----------|----|--------------|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - | - | - |
| 地方三公社向け | - | - | - | - | - | - |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | - | - | - | - | - | - |
| 法人等向け | - | - | - | - | - | - |
| 中小企業等向け及び個人向け | - | - | - | - | - | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | - | - | - | - | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | - | - | - | - | - | - |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

①派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

| | 令和元年度 | 平成30年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

令和元年度 (単位:百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債券 | その他 | |
| (1)外国為替関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (2)金利関連取引 | 37 | 137 | - | - | - | 137 |
| (3)金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4)株式関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (5)貴金属(金を除く)関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6)その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7)クレジット・デリバティブ | - | - | - | - | - | - |
| 派生商品合計 | 37 | 137 | - | - | - | 137 |
| 長期決済期間取引 | - | - | - | - | - | - |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△) | | - | | | | - |
| 合 計 | 37 | 137 | - | - | - | 137 |

平成30年度

(単位:百万円)

| | グロス再構築 コストの額 | 信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額 | 担保 | | | 信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額 |
|---------------------------------|-----------------|----------------------------|-------------|----|-----|----------------------------|
| | | | 現金・ 自会貯金 | 債券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (2) 金利関連取引 | 9 | 34 | - | - | - | 34 |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (5) 貴金属(金を除く)関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | - | - | - | - | - | - |
| 派生商品合計 | 9 | 34 | - | - | - | 34 |
| 長期決済期間取引 | - | - | - | - | - | - |
| 一括清算ネットイング契約による 与信相当額削減効果(Δ) | | | | | | |
| 合 計 | 9 | 34 | - | - | - | 34 |

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

②与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

| | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | プロテクシ ョンの購入 | プロテクシ ョンの提供 | プロテクシ ョンの購入 | プロテクシ ョンの提供 |
| 想定元本額 | - | - | - | - |
| 種類1 | - | - | - | - |
| 種類2 | - | - | - | - |
| 種類3 | - | - | - | - |

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

③信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

| | 令和元年度 | 平成30年度 |
|-------|-------|--------|
| 想定元本額 | - | - |

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

| | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 5,150 | 5,150 | 6,908 | 6,908 |
| 非上場 | 44,685 | 44,685 | 44,692 | 44,692 |
| 合計 | 49,836 | 49,836 | 51,601 | 51,601 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

②出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

| 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|-------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 613 | 712 | - | 1,227 | 45 | - |

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

| 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 958 | 117 | 978 | 80 |

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

| 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

VI 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の 2 種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

| | 支給総額(注2) | |
|-----------------|----------|-------|
| | 基本報酬 | 退職慰労金 |
| 対象役員(注1)に対する報酬等 | 48 | 6 |

(注1) 対象役員は、経営管理委員 5 名、理事 3 名、監事 4 名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、適宜役員報酬審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」(注1)の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいません。(注3)

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和元年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和元年度において、当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

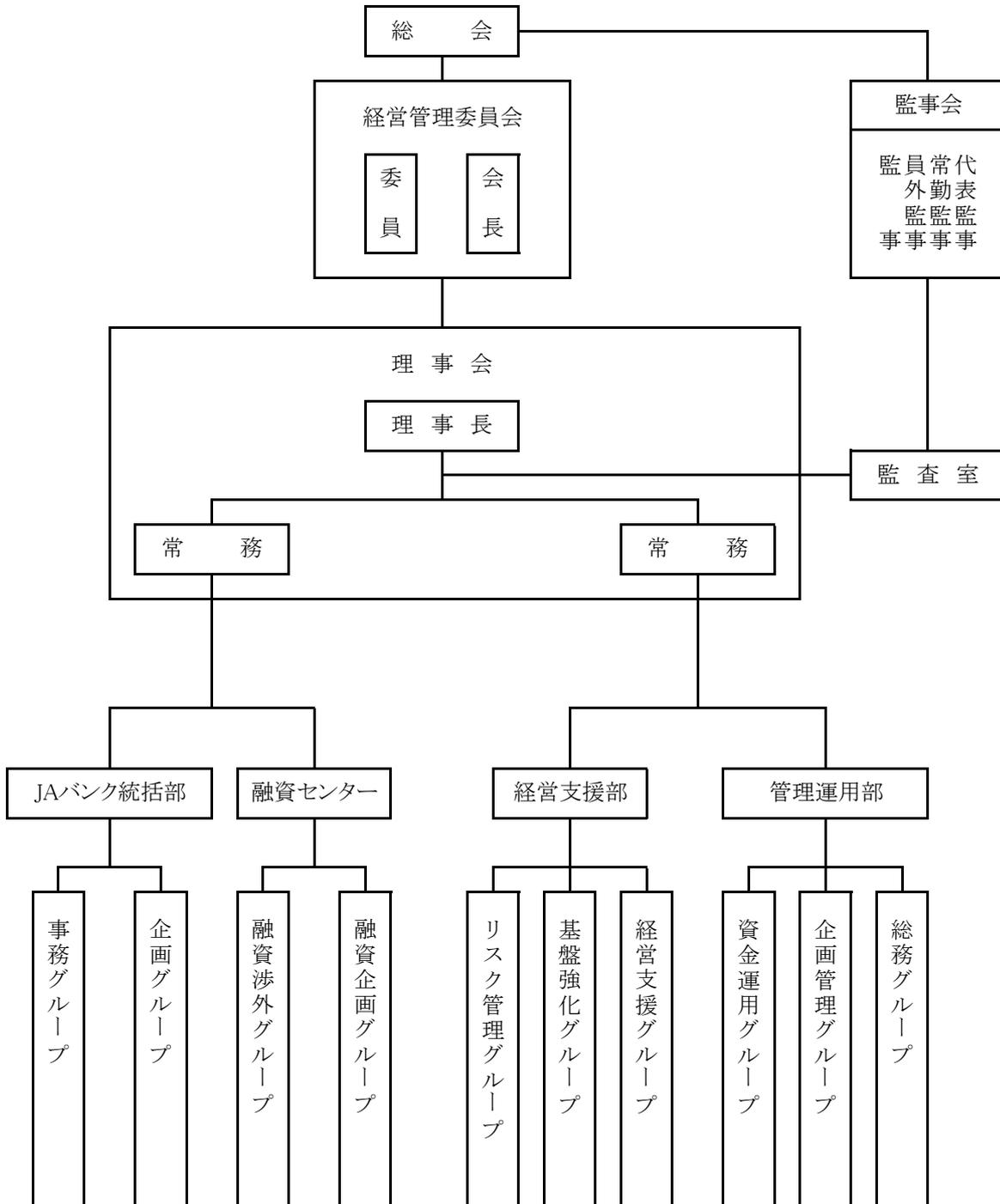
3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【信連の概要】

1. 機構図

(令和2年7月現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(令和2年7月現在)

| 役員 | 氏名 | 役員 | 氏名 |
|-----------|-------|-----------|------|
| 経営管理委員会会長 | 久岡隆 | 代表理事理事長 | 信吉理弘 |
| 経営管理委員 | 武政盛博 | 代表理事常務 | 森田隆志 |
| 経営管理委員 | 秦泉寺雅一 | 代表理事常務 | 東山英仁 |
| 経営管理委員 | 前田倫夫 | 代表監事・常勤監事 | 田淵正記 |
| 経営管理委員 | 宮脇真道 | 監事 | 森光幹男 |
| | | 監事 | 武井隆一 |
| | | 員外監事 | 西森巖 |

3. 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

4. 沿革・あゆみ

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 大正10年 | 高知県信用購買組合連合会設立 |
| 昭和12年 | 高知県信用購買販売利用組合連合会に改組 |
| 昭和18年 | 高知県農業会に改組 |
| 昭和23年 | 高知県信用農業協同組合連合会設立 |
| 〃 | 高知県農業会より貯金2億5,080余万円を引継ぐ |
| 〃 | 各支所(安芸・南国・須崎・幡多)開始 |
| 昭和30年 | 須崎市金庫事務取扱開始(昭和35年契約解除) |
| 昭和35年 | 南国市金庫事務取扱開始 |
| 昭和36年 | 共通役員制実施(中央会・信連・経済連・共済連・厚生連・畜産連) |
| 〃 | 高知県庁前に新農協会館落成(高知市本町4丁目1番24号) |
| 昭和39年 | 貯金量100億円達成 |
| 〃 | 全国農協貯金者保護制度発足 |
| 昭和41年 | 南国支所新築落成(南国市大桶甲6番地1) |
| 昭和42年 | 須崎支所新築落成(須崎市原町1丁目2番26号) |
| 昭和44年 | 安芸支所新築落成(安芸市矢の丸2丁目6番3号) |
| 昭和48年 | 高知県収納代理金融機関の指定 |
| 昭和49年 | 全国農協信用事業相互援助制度発足 |
| 昭和50年 | 貯金量1,000億円達成 |
| 昭和51年 | 幡多支所新築落成(中村市右山五月町7番44号) |
| 昭和57年 | オンラインシステム稼働 |
| 昭和58年 | 県下農協貯金ネットサービス稼働 |
| 昭和59年 | 全国系統為替オンラインシステム稼働 |
| 〃 | 高知県指定代理金融機関の指定(平成25年指定解除) |
| 昭和60年 | 全国農協貯金ネットサービス稼働 |
| 昭和61年 | 国債窓販取扱開始(代理窓販) |
| 平成2年 | 貯金量5,000億円達成 |
| 平成3年 | 外貨両替業務取扱開始(平成18年取扱中止) |
| 平成5年 | 各支所(安芸・南国・須崎・幡多)廃止 |
| 平成6年 | 国債窓販取扱開始(自己窓販) |
| 平成11年 | (株)クマイ興産(100%出資子会社)解散 |
| 平成12年 | 投資信託窓口販売開始 |
| 平成13年 | 全国共同運用オンラインシステム(ジャステム)へ移行 |
| 平成14年 | JAバンクシステム開始 |
| 平成15年 | 経営管理委員会制度導入 |
| 平成20年 | 高知市北御座に新JAビル竣工、事務所移転(高知市北御座2番27号) |
| 平成22年 | ジャステム新システム稼働(第2次システム) |
| 平成25年 | 高知県収納代理金融機関の指定 |
| 平成30年 | ジャステム新システム稼働(第3次システム) |
| 令和2年 | 南国市役所出張所廃止 |

5. 店舗等のご案内

(令和2年7月現在)

| 店舗及び事務所名 | 住所 | 電話番号 |
|-------------------|-------------|--------------|
| 高知県信用農業協同組合連合会 本所 | 高知市北御座2番27号 | 088-802-8001 |

当会のATM設置一覧については、JAバンク高知のホームページ[ホームページアドレス <https://www.jabank-kochi.jp/>]の『店舗・ATM検索』をご覧ください。

【索引】

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

| 単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連） | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 1 概況及び組織に関する事項 | |
| (1) 業務の運営の組織 | 69 |
| (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 | 70 |
| (3) 事務所の名称及び所在地 | 70 |
| (4) 特定信用事業代理業者に関する事項 | 70 |
| 2 主要な業務の内容 | 16 |
| 3 主要な業務に関する事項 | |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況 | 8 |
| (2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況 | |
| a 経常収益 | 44 |
| b 経常利益または経常損失 | 44 |
| c 当期剰余金または当期損失金 | 44 |
| d 出資金及び出資口数 | 44 |
| e 純資産額 | 44 |
| f 総資産額 | 44 |
| g 貯金等残高 | 44 |
| h 貸出金残高 | 44 |
| i 有価証券残高 | 44 |
| j 単体自己資本比率 | 44 |
| k 剰余金の配当の金額 | 44 |
| l 職員数 | 44 |
| (3) 直近の 2 事業年度における事業の状況 | |
| a 主要な業務の状況を示す指標 | 44 |
| b 貯金に関する指標 | 45 |
| c 貸出金等に関する指標 | 45 |
| d 有価証券に関する指標 | 49 |
| 4 業務の運営に関する事項 | |
| (1) リスク管理の体制 | 3 |
| (2) 法令遵守の体制 | 3 |
| (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 | 13 |
| (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 4 |
| 5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項 | |
| (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書 | 21 |
| (2) 貸出金にかかる額及びその合計額 | |
| a 破綻先債権に該当する貸出金 | 48 |
| b 延滞債権に該当する貸出金 | 48 |
| c 3 か月以上延滞債権に該当する貸出金 | 48 |
| d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 48 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| (3) 自己資本の充実の状況 | 60 |
| (4) 取得価額または契約価額、時価及び評価損益 | |
| a 有価証券 | 50 |
| b 金銭の信託 | 50 |
| c デリバティブ取引 | 51 |
| d 金融等デリバティブ取引 | 51 |
| e 有価証券関連店頭デリバティブ取引 | 51 |
| (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 48 |
| (6) 貸出金償却の額 | 49 |
| (7) 会計監査人の監査を受けている旨 | 43 |
| その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条） | ページ |
| 役員等の報酬体系 | 67 |



JA高知県複合施設「とさのさとAGRI COLLETO(アグリコレット)」
高知県内の加工品業者がつくったこだわりの品を揃えた県内屈指のセレクトショップや、高知県ならではの食材やソウルフードをコンセプトとした名店が勢揃いのレストラン&テイクアウトフロアを設けて来店者を出迎えます。



JAバンク 高知信連

〒781-9511 高知県高知市北御座2番27号 TEL(088)802-8001